

静岡県総合計画

富国有徳の理想郷
“ふじのくに”のグランドデザイン

基本構想

平成23年2月

静岡県

日本の理想郷に向けて

本県は、東洋文明を受容した京都と、西洋文明を自家薬籠中のものとした東京との真ん中であって、東西の両方の文化・文明が交流し、それが富士山に代表される多様な自然と相和す「場の力」を備えています。

富士山は日本のシンボルです。日本の最高峰として、いにしえより神のごとき存在として信仰をあつめ、詩歌・文学・絵画の芸術文化の源泉となり、また清らかな水を恵んで生命・生活を育んできました。まさに「霊峰」であります。

富士の「富」は物の豊かさを、「土」は心の豊かな徳のある人を意味しています。本県はその名称を「ふじのくに」という地域名にとりこみ、物も心もともに豊かな「富国有徳の理想郷」づくりに取り組もうと、静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」を策定いたしました。

富士山を最も美しく仰ぎみることができるのは冬です。雪をかぶった霊峰の姿をしっかりと心に刻み、春の訪れを感じる平成23年2月23日、「富士見の式典」を催し、皆様とともに富士山を寿ぎ、“ふじのくに”づくりに向けた決意を宣言いたしました。「富士山の日」は「ふじのくに」の建国日です。この日をスタートとして本計画を推進します。そして、富士山のように、人々の憧れを集め、この地に生きるだれもが誇りを持てる地域づくりを進めてまいります。

県民の皆様には、計画の策定に当たって貴重な御意見、御提言をいただきありがとうございました。衷心より厚くお礼申し上げますとともに、日本の理想郷づくりに向けて、一層の御理解と積極的な御参画をお願い申し上げます。

平成23年2月

静岡県知事 川勝 平太

(目次)

基本構想

1 計画の基本方針	
1 富国有徳の考え方	1
2 富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり	1
(1) 基本理念	1
(2) 目指す姿	3
(3) 取組の視点	5
(4) 計画期間	5
2 “ふじのくに”づくりの戦略体系	
1 「命」を守る危機管理	6
2 “ふじのくに”の徳のある人材の育成	8
(1) 「有徳の人」づくり	8
(2) 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり	10
3 “ふじのくに”の豊かさの実現	12
(1) 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造	12
(2) 「和」を尊重する暮らしの形成	14
(3) 「安心」の健康福祉の実現	16
4 “ふじのくに”の自立の実現	18
(1) ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり	18
(2) 「安全」な生活と交通の確保	20
(3) 地域主権を拓く「行政経営」	21
3 県民幸福度の最大化に向けた重点取組	
1 家・庭一体の住まいづくり	22
2 観光交流人口の倍増	22
3 出生率の向上	23
4 地域医療の再生	23
5 創造力を生む「学びの舞台」の展開	23
6 新たな産業のフロンティア開拓	24
4 地域づくりの基本方向	
1 基本的考え方	25
(1) “ふじのくに”を支える特色ある地域圏の形成	25
(2) 多様な主体の参加と協働による“ふじのくに”の地域づくり	25
2 地域圏	26
(1) 地域区分の考え方	26
(2) 地域区分	26

3 地域圏の目標	27
(1) 伊豆半島地域	27
(2) 東部地域	28
(3) 中部地域	29
(4) 志太榛原・中東遠地域	30
(5) 西部地域	31
○ 基本構想の数値目標一覧	33

参考資料

○ 現状認識	37
1 時代潮流	37
2 静岡県の現状と課題	39
<参考図表>	51
○ 計画策定の経過	71
○ 静岡県総合計画審議会委員名簿	72

1 計画の基本方針

1 富国有徳の考え方

文化は、魅力があれば憧れられるものであり、その求心力によって中心性を持ち、他に模倣されることによって普及し、普遍性を獲得する。

地球上の様々な国や地域が経済力を得て、ヒト、モノ、情報が大交流する時代には、憧れを集め、誇りの持てる生き方や暮らしの立て方、安全で美しいと感じることのできるたたくまいといった文化の力を高め、世界の誰からも憧れられ仰ぎ見られる富士山のような、人を惹きつける文化を持った国づくり、地域づくりが大切となる。

豊かさの集積を「富」、廉直な心を堅持する者のことを「士」とすれば、両者を兼ね備えたものが富士であり、富士山は、「豊かにかつ廉直に生きること」を示唆する。

「富国有徳」は、徳のある人が、物心ともに豊かに暮らす、ヒトとモノをともに大切にする国や地域を実現しようとする考え方であり、堅実な経済成長を実現しながら、県民誰もがよりよく暮らし、文化力を高め、他を惹きつける魅力を磨くという理想郷づくりに向けた、富士の名を体したビジョンである。

2 富国有徳の理想郷 “ふじのくに” づくり

(1) 基本理念

基本理念	富国有徳の理想郷 “ふじのくに” づくり ◎ “ふじのくに” の徳のある人材の育成 ◎ “ふじのくに” の豊かさの実現 ◎ “ふじのくに” の自立の実現
------	---

我が国は、東洋文明と西洋文明を受容し、先進国として繁栄を収め、それを維持してきた。本県は、その日本の真ん中、東海道の中央に位置し、東の文化と西の文化が交流し、東西文明が調和する地域である。

県内には、多様な自然が広がり、各地の環境に応じた生活が営まれ、様々な経済活動が行われている。日本の縮図と言える静岡県は、ヒト、モノ、大地の潜在力である「場力」を有しており、富国有徳を形にし、日本の理想郷を成す要因や条件、可能性を十分に備えている。

「富士」は、物の豊かさと心の豊かさを示すとともに、尽きることのない価値の源泉としての「不尽」、不老長寿のシンボルとしての「不死」、そしてオンリーワンを表わす「不二」など、歴史をさかのぼると様々な漢字が当てられ、そうした多様な意味を含めて、ひらがなで「ふじ」とも書かれる。

富士を有する静岡県は、県政運営を行う上での基本理念として、「富国有徳の理想郷 “ふじのくに” づくり」を掲げ、「ふじ」が意味する多様な価値を希求し、多彩な広がり

を有する“ふじのくに”になることを目指していく。

現在、国内では、これまでの中央集権的な全国一律の行政システムや国土の均衡ある発展といった考え方が、国の発展に一定の成果をもたらしてきたものの、画一的な資源配分により、地域の活力や個性を失わせる要因にもなっていたとの反省から、東京一極集中を脱して、それぞれの地域が持つ多彩な力を引き出すことによって、我が国全体の発展を支えていくことが期待されている。

こうしたことから、これまでの都道府県という枠組みを越えて、先進国並みの人口、経済規模を持った複数の広域的な地域が、権限と財源と責任を持って、その地域の特性を活かしながら互いに競いあいそれぞれの力を高めていく、一国多制度の枠組みによる地域主権の確立が望まれる。

地域主権の実現に向けて、地域の多様性や住民の主体性を重んじ、地域の実情に応じて将来の姿を自ら構想し、地域の自立的な発展の可能性を広げていくとともに、地域を構成する個人、企業等の各主体においても、地域が有する能力を十分に発揮していくために、それぞれが自立していくことが必要である。

徳のある人材の育成と豊かさの実現を図り、必要な場合には相互に助け合いながら、“ふじのくに”の「徳のある、豊かで、自立した」地域づくりを進めていく。

「徳のある、豊かで、自立した」地域づくり

○ “ふじのくに”の徳のある人材の育成

社会を形成するのは人であり、人々の生き方や暮らし方は、地域の文化になるとともに、時代の状況や将来の社会の姿を映す。徳のある社会の形成を目指して、知識、教養を備え、廉直な心を大切にする徳のある人の育成を進めていく。

また、人は社会との関係を広げていくことで成長し、豊かになる。相手を知ることとは自分を知ることであり、相手と自分の両方の文化を理解することである。人を惹きつける文化を創出、継承し、多様な交流、連携を進め、文化と人が一体となって活気ある豊かな社会の実現につないでいく。

○ “ふじのくに”の豊かさの実現

モノを作るということは、同時に資源を使うことであり、その使い方には、時代背景や使う人の考え方、地域に応じたスタイルがある。ヒト、モノ、大地の「場力」を最大限に活用し、人々の暮らしや生き方の質の向上につながるよう経済と産業の活力の向上を図る。

また、豊かに暮らすということは、経済的に豊かであるばかりでなく、空間的、精神的にも豊かで、美しいといった価値が満たされた生活を送ることでもある。やすらぎや潤いの得られる生活空間の中で、健やかで安心して自分らしい生活を送るための環境を整え、物の豊かさと心の豊かさを両立できる社会生活環境の実現を図る。

○ “ふじのくに” の自立の実現

地域が持続的に発展していくためには、自助、共助により、一人ひとりの才能と意欲が発揮され、個人、家庭、企業、地域社会が自立し、将来に希望の持てる社会としていくことが必要である。

交通基盤や都市基盤の安全性や利便性を高め、治安機能を強化し、戦略的に行政経営を行うことなどにより、県民それぞれの活動を支えながら、“ふじのくに” の自立の実現を図る。

一国は地域の集合体であり、“ふじのくに” における地域づくりが成功すれば、他の地域のモデルとされることによって普遍性を獲得し、国の繁栄をも牽引する可能性がある。静岡モデルとして、全国の先例となるという気概を持って、**富国有徳の理想郷** “ふじのくに” づくりに挑む。

(2) 目指す姿

目指す姿	「住んでよし 訪れてよし」 「生んでよし 育ててよし」 の理想郷 「学んでよし 働いてよし」
------	--

物の豊かさとともに、心の豊かさも同じように大切にすることは、この時代に生きる私達に問われている課題であり、ヒマラヤの小国、ブータンの国王の提唱した「国民総幸福度」GNH (Gross National Happiness) に通ずる考え方である。

こうした考え方の下、本県では「**県民幸福度**」の**最大化**を目標に、県民が誇りと希望を持ち、人生の質を高めながら活躍する社会の実現を図っていく。

幸福は人々の価値観に係わるものであり、幸せを感じる状況は一様ではない。世界中の情報に容易に接することができ、少子高齢化やグローバル化が進展する中で、身近な人との関係が変化し、異文化との接触の機会が増え、今後、社会の様々な場面で多様化が進むものと見込まれる。異なる価値観が共存し、多様性を尊重する開かれた社会は、活力に満ちた明るいものとなる。

こうした時代には、社会に多くの選択肢が用意され、選択の機会を得られることが、県民の幸福を増進させることになるものと考えられる。多様性を尊ぶことは、個人を尊ぶことであり、一人ひとりの理想を大切にすることにつながる。

理想郷を社会全体のイメージとして表すならば、「**住んでよし**」の地域であり、それは、周囲から見ると憧れを抱き惹きつけられる地域、言い換えると「**訪れてよし**」の地域である。

また、県民一人ひとりの立場で、生き方や成長のステージに応じた着眼をすれば、明日への活力にみなぎり、未来を築く子どもたちが生まれ、将来の夢を描きながら育てられる「**生んでよし 育ててよし**」の地域、加えて、人々が学校や仕事、生活での経験を通

じて自己の能力を伸ばし、モノに固有の価値を見出し、生き方や暮らしに厚みをつけて、豊かになる「学んでよし 働いてよし」の地域が理想となる。

静岡県は、「住んでよし 訪れてよし」、「生んでよし 育ててよし」、「学んでよし 働いてよし」の理想郷を目指していく。

○「住んでよし 訪れてよし」の理想像

生活と自然が融合することで、家と庭一体の住まいづくりによる家庭へ温もりをもたらす住空間。それを包む、豊かな自然と美しい景観とともに、豊富で多様な食(材)を恵む大地や、誰もが自分の住む地域に誇りと愛着を持てる文化・風土。

安心して、物心ともに豊かに暮らし、国内外との活発な交流を通じて地域がにぎわい、人々の可能性が広がる社会経済の仕組み。

こうした社会の構成要素を医・食・住の充実の観点から磨き上げていき、人々を惹きつけ憧れられる“ふじのくに”を目指す。

○「生んでよし 育ててよし」の理想像

安心と思いやりに満ちた地域の中で、若い世代の「2人から3人の子どもが欲しい」といった希望が十分かなえられ、温かい家庭を育むことができる人生。

安全・安心な食生活を礎にして、世代を越えて笑顔が広がり、社会や自分の生活をよりよくして、次代に引き継いでいこうとする志を抱き実現に向かって励む姿勢。

こうした生き方を可能にする社会を築いていき、将来に向けて明るい展望を描くことのできる“ふじのくに”を目指す。

○「学んでよし 働いてよし」の理想像

学校で学び、仕事や生活から学び、芸術などに触れてより良い生き方を学べる、生涯にわたって自己を高めることができる学びの場。

年齢や性別を問わず誰もが能力と個性を発揮でき、多様な人材が働きながら自らの能力を磨いて、感動を呼ぶものづくりや経済の創造的発展とともに生活の質の向上を実現する場。

こうした自己実現を展開するステージを整えていき、自分の生き方を自由に選択できる“ふじのくに”を目指す。

これらの目指す理想郷の姿に近付けていくための道筋について、基本理念で示した「徳のある、豊かで、自立した」地域づくりの進め方の観点から明らかにするため、2章「“ふじのくに”づくりの戦略体系」を表すとともに、特に、県や市町、地域住民、関係機関などが連携し、総力をあげて挑んでいくべき重点的な取組を、3章「県民幸福度の最大化に向けた重点取組」で示す。

(3) 取組の視点

「経済発展は、経済システム自体の内部から生まれる」という考え方がある。富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりに取り組むに当たっては、次のような視点を重視し、将来に対する洞察力を持って創意工夫を積み重ねながら、これまでの慣行にとらわれず創造的に見直しを行うことにより、経済・社会・行政が、大きく変革、発展していくよう戦略的に挑んでいく。

○静岡県が持つ「場力」の最大限の活用

- ・本県のヒト、モノ、大地という地域が持つ独自の潜在力である「場力」を掘り起こし、最大限に活用する。

○世界、アジア、日本国内各地との交流拡大

- ・国内外からヒト、モノ、情報が活発に行き交う仕組みを構築し、他地域や異分野との交流による新たな結びつきを創出する。

○イノベーション（新結合）による新たな価値の創造

- ・“ふじのくに”づくりに向けて、地域の資源や担い手、取組手法などを、新結合という視点で組み換え、新たな価値や新たな可能性を生み出す。

○現場主義に基づく発想と実践

- ・県民幸福度の最大化を目指し、現場に赴き、現場から学び、現場に即した施策を発想し実践するという現場主義に徹する。

(4) 計画期間

計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成する。

基本構想は、平成22年度から概ね10年間を想定し、本県が目指す姿を描く。

基本構想をホップ、ステップ、ジャンプで実現していくため、最初の4年間における具体的な取組を基本計画の中で明らかにしていく。

2 “ふじのくに” づくりの戦略体系

万全な危機管理の下に、すべての活動の源となる徳のある人材の育成を進め、物心ともに豊かな人生、社会を築き上げ、持続的に発展する自立した地域をつくり、美しく輝き、人々を魅了する「富国有徳の理想郷“ふじのくに” づくり」を実現する。

1 「命」を守る危機管理

【目標】

(危機管理)

- ・東海地震で想定される死者数（第3次被害想定 約5,900人） 半減以下
- ・大規模災害時に必要不可欠な情報の共有化 100%

豊かな自然は様々な恵みをもたらすが、時として大地震、噴火、豪雨、感染症などで人々の暮らしを脅かしてきた。こうした災害の危機に備えることは“ふじのくに” づくりの最も大切な基礎であり、特に切迫性が一段と増している東海地震に備えた危機管理体制を充実することが極めて重要である。

このため、減災力や地域防災力の充実強化を図るとともに、災害に強い地域基盤の整備など総合的な危機管理を推進し、災害や被害が発生した場合には、県、国、市町、住民、企業、関係団体が一丸となり総力をあげて、的確に応急対策を施し、早期の復旧・復興を図る。

さらに、これまで培ってきた防災対策のノウハウを国内外に発信し、国際貢献に努める一方、防災交流を通じて、本県の防災力をより一層強化する。

① 減災力の強化

大規模地震や風水害などの自然災害、大規模事故、更にはテロや感染症による健康被害などあらゆる危機から県民の生命、身体及び財産を守る必要がある。

このため、県や市町における危機管理体制の確立や消防救急の広域化など大規模災害に立ち向かう組織体制を整備するとともに、外国人や一人暮らしの高齢者などの災害弱者に対する情報提供や救助など、きめ細かな対応を図る。また、迅速な救助活動に必要な道路、救護所、避難所などの情報のデータベース化や緊急搬送手段を確保するための空のネットワークの構築、事業継続計画（BCP）の普及などにより、あらゆる危機事案に対応できる体制を確保する。

② 地域防災力の充実・強化

少子高齢化社会において地域防災力を保持増強するためには、自助・共助により一人ひとりの役割が果たされ、それを公助により支えることが不可欠である。

このため、自主防災組織や消防団の活性化、事業所の防災対策の充実により地域防災を支える組織を強化するとともに、防災リーダーなど防災に関わる人材の育成や防災意識の

向上、救助用資機材や避難生活用資機材を確保するなど地域防災力の充実強化を図る。

③ 防災力の発信

大規模災害が発生した場合には、他の地域からの援助協力が必要となる。自助、共助の考え方は、個人やコミュニティに止まらず、地域や国の枠を越えて成り立ち、平常時における絆を強化する取組は、発災時におけるリスク分散にもつながる。

本県がこれまで東海地震対策などで培ってきた防災に関わる経験、ノウハウ、技術、知識等を国内外に伝え、国際的な貢献や交流を行うとともに、こうした防災力の発信を通じて、防災に関わる研究や人材育成を一層進めるなど、自らの防災力も強化する。

④ 災害に強い地域基盤の整備

東海地震などの大規模災害において、建物等が倒壊せず使用可能であることが、その後の生活再建や社会復興を大きく左右する。地震の発生や気候変動に対処するため、「減災」の考えに基づいたハード・ソフト一体となった基盤整備が重要となる。

このため、学校、病院などの公共施設や住宅等の耐震化を進めるとともに、道路、河川、港湾の改築・修繕・長寿命化や自然災害に対しても強い、防災に必要な社会資本の整備と維持管理を図る。また、迅速かつ円滑な防災対応のため、防災に関する情報の伝達、提供、周知を図り、災害に強い地域基盤を整備する。

2 “ふじのくに” の徳のある人材の育成

【目標】

(教育)

- ・「思いやりを持って行動できる有徳の人が増えている」と感じている人の割合 50%
- ・「文・武・芸」のいずれかの分野において自己を磨く努力をしている人の割合 80%

(文化・観光)

- ・1年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合 90%
- ・1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合 50%
- ・富士山に関心のある人の割合 100%
- ・観光交流客数 30%増
- ・外国人留学生数 4,000人

(1) 「有徳の人」づくり

“ふじのくに”の礎は人材の育成にあり、自らの資質能力を伸ばし、多様な生き方や価値観を認め合い、かかわり合いながら、より良い社会づくりに参画する、未来を拓く有徳の人づくりが必要である。

このため、学校で学び、仕事や生活の現場から学び、芸術に接し、より良い生き方を学ぶ「一に勉強、二に勉強、三に勉強」という生涯を通じて学ぶ姿勢を醸成し、学校や家庭、職場や地域が連携して、「文・武・芸」三道のいずれをも尊ぶ人材の育成を目指す学校づくりをはじめ、子どもから大人まで、人生のそれぞれの段階に応じた「学びの場」を提供し、各分野で活躍する多種多様な人材が育つ環境を整える。

① 心と体の調和した人間形成の基礎づくり

子どもの社会性やコミュニケーション能力の低下が危惧される中、人格形成を幼児期から育む環境づくりが求められる。

男女が共に子どもを育み、地域ぐるみで子育てを支援することで、家庭の教育力を高めるとともに、幼稚園や保育所における教育・保育の充実、幼稚園・保育所の連携を図り、心と体の調和した人間形成の基礎を築く環境づくりを進める。

② 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり

心身の調和のとれた「徳のある人」を育てるためには、学問を尊び、スポーツに親しみ、芸術を愛するという、「文・武・芸」三道の鼎立が大切である。

きめ細かな指導の充実による「確かな学力」の育成、キャリア教育の推進、科学技術や情報通信技術の進歩への対応、スポーツや芸術に触れる機会の充実などを進めるとともに、教職員の児童生徒と向き合う時間の確保や資質の向上、特別支援教育の充実、私立学校への支援など、三道の鼎立を目指した学校づくりを展開する。

③ 生涯学習を支える社会づくり

より良い生き方を求める充実した人生を歩むためには、生涯にわたって学び、人格の完成を目指すとともに、住んでいる地域のことを知るための「学びの場」の形成が重要である。

地域の歴史や文化などの魅力に触れる機会となる地域学の推進などにより、一人ひとりが地域との絆を深める中で、生涯にわたり自ら主体的に学び続けることができる環境づくりを進めるとともに、大学コンソーシアムの推進などにより、高等教育機能の充実と大学を拠点とした地域づくりを進め、生涯学習を支える社会の実現を目指す。

(2) 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに” づくり

ヒト、モノ、情報の交流や様々な文化との出会いは、自己を再認識する機会となり、相互の理解や信頼を深め、活動領域を広げるとともに、地域に活気や賑わいをもたらすことから、国内外から人々を惹きつけ憧れを呼ぶ地域づくりが大切となる。

このため、多彩で魅力ある文化の創出と継承や、スポーツに親しみ技量を高める環境づくり、多文化共生と地域主権の時代にふさわしい新たな地域外交の推進により、地域の魅力を高める。さらに、ヒト、モノ、情報の活発な交流を支えるネットワークを充実し、観光をはじめ内外との多様な交流を拡大、深化させていく。

① 多彩な文化の創出と継承

文化は、人々に生きる喜びをもたらし、人生や地域の豊かさを表す。高度な経済成長を遂げ、ポスト東京時代へと歩み始めるにあたって、本県の培ってきた文化力をより高めていくことは、地域社会の創造的な発展へとつながる。

「ふじのくに芸術回廊」を形成し、国内外から憧れを抱かれる地域の実現を図るとともに、本物の文化に触れることができる機会の充実、伝統や歴史に培われた文化・芸術の保護、活用に取り組み、地域に根ざした多彩で魅力ある文化を創出し継承する。

また、富士山について、世界文化遺産の早期登録を実現するとともに、国民の財産として後世に引き継ぐための運動の展開や、保護と適正な利用の調和を図るための取組を進める。

② スポーツに親しみ技量を高める環境づくり

スポーツは人々に心身の健康をもたらし、生活に潤いや活力を与えるとともに、自分を知り、国や地域、世代、言葉の壁を乗り越えて互いを理解する人づくりの場を提供する。

ライフステージに応じたスポーツの振興や、優れた競技力を持つアスリートの育成、スポーツイベントの活用や観戦機会の提供など、地域スポーツ団体や関連企業等と連携し、スポーツを通じた交流を促進しながら、生涯を通じて誰もがスポーツに親しみ技量が高められる環境づくりを行う。

③ 多文化共生と新たな地域外交の推進

経済や情報のグローバル化が進み、日々の暮らしにも影響が見られる中で、自らの地域や文化に対する誇りと生活の豊かさを保つためには、国や地域による文化の違いを相互に理解し、国内外の人々と積極的に関わり、認められる自立した地域となる必要がある。

様々な文化に触れ合う機会や環境を整え、国際理解の促進に取り組み、多文化共生社会の形成を進めるとともに、留学生や外国人技術者などが地域との良好な関係の中で安心して活躍できるよう、生活や就業、就学支援を推進し、あわせて、環境や防災分野での支援といった国際的な協力や貢献を行うとともに、海外との交流において、政府間外交によらない自治体や民間による交流を促進するなど、地域主権の時代にふさわしい新しい地域

外交を展開する。

④ 交流を支えるネットワークの充実

多様な交流の実現のためには、ヒトやモノ、情報が域内はもちろんのこと、遠隔地とも短時間で円滑に行き交え、本県の中心性を実感でき、地域の魅力の新結合により広域的な価値を高められるネットワーク環境が必要である。

富士山静岡空港の就航地拡大をはじめとする広域交通ネットワークの充実、鉄道・バス等の公共交通機関の維持、活性化など、国内外につながる広域交通網と地域交通網が連携した交通体系の整備を進めるとともに、ICTの積極的な活用と情報通信基盤の整備を促進し、日本海に至る南北軸の交流をはじめ、多様な交流を支えるネットワークを充実する。

⑤ 誰をも惹きつけ、もてなす魅力づくり

“ふじのくに”は誰をも惹きつける力や可能性を有しており、これをさらに磨き輝かせ、訪れる人をもてなしの心で迎えることで、何度でも訪れたい地域となる。

もてなしの心があふれる体制を整え、富士山をはじめとする世界に誇れる自然や文化、芸術、産業といった多彩な資源を磨き、新たな視点で魅力を創造し、国内外の人々誰をも惹きつけるブランドを構築しながら、国際観光地の形成や新しいツーリズムの推進を図る。

⑥ 多様な交流の拡大と深化

遠隔地との交流が容易となり、大量の情報が瞬時に行き来する大交流の時代にあっては、世界的な視野で差別化を図り、他の地域にはない個性ある魅力を発信し、内外との交流を拡大していくことが求められる。

国際的な学術会議やイベント、展示会の開催や誘致、都市と農山漁村地域との交流とともに、学術を中心とする文化、芸術等との連携による、学生をはじめとする若者が集い賑わう「学住一体のまちづくり」や多様な住まい方を前提とした移住・定住の促進など、“ふじのくに”の魅力を最大限に活用して多様な交流の拡大と深化を促していく。

3 “ふじのくに” の豊かさの実現

【目標】

(全般)

- ・静岡県が住みよいところと思っている人の割合 80%
- ・1人当たり県民所得 30%増
- ・食料自給率（生産額ベース） 70%
- ・合計特殊出生率 2
- ・人口の社会移動 転入超過

(経済・産業)

- ・県内総生産（名目） 20兆円
- ・「食」関連産業の県内生産額・販売額 1兆円増
- ・年間有効求人倍率 1.2倍以上

(暮らし・環境)

- ・環境保全活動を実施している県民の割合 100%
- ・「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う」人の割合 80%

(健康・福祉)

- ・「自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところ」と感じている人の割合 80%
- ・自立高齢者の割合 90%
- ・自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合 70%

(1) 一流の「ものづくり」と「ものづくり」の創造

産業は、新たな価値を創出する「ものづくり」であり、ヒト、モノ、大地の資源を新しい視点で組み合わせる「ものづくり」でもある。本県は、多彩な産物、豊富な水、高度な技術などモノを生み出す様々な資源を有しており、こうした資源を最大限に生かしていくことは、「もったいない」の考えに通じる文化ともなる。

一流のモノを使い一流のモノを作る産業を興し、モノを大切に使うことにより、豊かさへとつなげていく。

あわせて、健康、環境など、今後の経済成長を担う次世代産業の育成、活気ある地域産業の振興を図るとともに、生きる力の源となる農林水産業を強化するため、新規参入の促進や経営体の強化による活力ある生産構造への転換、豊かな農山村づくりなどに取り組む。

さらに、新たな雇用の創出をはじめ、誰もが能力を発揮し、活躍できる就業環境の充実、本県産業を支える人材の育成を進めていく。

① 新結合による「場力」の向上

成熟しつつある社会・経済環境の中において、本県に潜在する資源や担い手などを新たな視点で組み合わせ、新しい価値を生み出す「新結合」により産業を興し、経済が継続的に発展する好循環を導いていく。

地域が自立的に発展し豊かになるためには、域外に開かれつつも域内で自己完結し得

る、地産地消を軸とする経済圏の形成が重要となることから、本県の持つ豊かな地域資源を最大限に活用し、1次、2次、3次産業の有機的結合による6次産業を創出し、「ふじのくにグリーンニューディール」を戦略的に進め、「食と農」を軸に新しい産業を興すなど、新結合による「場力」の向上を図る。

② 次世代産業の創出

グローバルに企業間、地域間の競争が展開される中で、本県経済が持続的に発展していくためには、企業家が時代の動きを先取りし、未来につながる産業構造を形成していくことが必要となっている。

静岡新産業集積クラスターの推進をはじめ、健康・医療・福祉、環境、ロボット、光、航空宇宙など成長が期待される分野への地域企業の参入支援、創業者やベンチャー企業等の育成、スポーツ産業、コンテンツ、デザイン産業、物流産業の振興、ものづくりを支える研究開発、国内外からの企業誘致などを産学官の協働により進め、次世代産業を創出する。

③ 活気ある地域産業の振興

地域産業を担う中小企業が個性や能力を生かし、経済の難局に柔軟に対応し活躍することは、地域経済が成長する原動力となる。

本県経済を支え、豊かな生活をもたらしてきた「ものづくり」の技術や技能を継承、活用し、モノやサービスの価値を磨く「感動を呼ぶものづくり」を拓げるため、経営革新による中小企業の経営力強化や、円滑な資金調達、海外展開の支援、商業・サービス産業の振興などを進める。

④ 生きる力の源となる農林水産業の強化

食は生きることの一番の基礎であり、水・緑・大地に根ざした食を提供する農林水産業を大事にすることは、国や地域の発展の基盤となる。

農林水産業就業者の確保、育成や経営体の強化などにより、活力ある生産構造への転換を進めるとともに、耕作放棄地の再生利用、県産材の供給力の向上と需要拡大、水産物の生産流通改革などにより、健康と生きる力の源となる農林水産業を強化する。

⑤ 誰もが活躍できる就業環境の実現

生涯にわたって自らの職業能力を高め、開かれた機会の下にそれを存分に発揮し、働きがいを実感できる環境が求められている。

働きたい失業者、若年者、障害者、高齢者、外国人が、就業の機会を得られ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）する、誰もが能力を発揮して活躍できる就業環境を実現するとともに、再チャレンジや成長分野へのキャリアアップなどを支援する職業訓練の充実により、産業を支える人材の確保、育成を図る。

(2) 「和」を尊重する暮らしの形成

県民が心豊かで質の高い生活を送るためには、生活と自然の融合により、ヒト、モノ、社会の調和を尊重した暮らしを形成し、それを次代に継承していくことが必要である。

このため、住まいに自然とのふれあいを取り入れた暮らし空間倍増の実現をはじめ、安全で安心できる心豊かな消費生活の推進、環境に負荷の少ない低炭素・循環型社会の構築、美しい景観や自然の継承により、暮らしの質の向上を図るとともに、暮らしを支える多様な主体が活躍する暮らしやすい社会の仕組みづくりを進める。

① 快適な暮らし空間の実現

少子高齢化の進行や家族形態の変化、ライフスタイルの多様化が進む中、自然から離れた都会での生活では味わえない、自然とのふれあいや家族との団欒、地域とのつながりを大切にした、暮らしやすい空間の広がる環境が求められている。

家・庭一体となった住まいづくりや県産材を活用した質の高い住宅の普及、住宅の耐震化や高齢者向け住宅の整備に取り組むとともに、水、大気などの良好な環境を確保し、快適な暮らし空間倍増の実現を図る。

② 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進

インターネットの普及等により商品・サービスに関する情報量が増大し、購入の際の利便性が飛躍的に向上するなど、豊かな消費生活の可能性が広がる一方で、消費者各自の自立性が求められるとともに、偽装表示や悪質販売などが食の安全や健全な消費生活を脅かす事態も生じている。

消費生活に関する情報提供や消費教育を充実するとともに、商品・サービスの安全性や信頼性の向上、消費者被害の防止と救済、生活衛生水準の確保を図り、安全で安心できる心豊かな消費生活の実現に取り組む。

③ 地球を守る低炭素・循環型社会の構築

人類は地球環境やその恵みにより生命を育み発展を遂げてきた。しかし、人口増加や大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムによる地球温暖化、環境破壊などが世界共通の課題となっており、その解決に向けて英知を結集し対処していかなければならない。

県民や事業者がモノを使い、モノを作る姿勢や仕組みを、温室効果ガス排出削減や3Rを通じて見直していくとともに、太陽光やバイオマス、温泉といった再生可能エネルギーの有効利用など、地域の自発的な活動を促し、低炭素・循環型社会を構築する。

④ 自然と調和する美しい景観の創造と保全

自然とともに人々が生活を営む中で形成されてきた美しい景観は、人々に地域への愛着と誇りを抱かせ、多くの人を惹きつけ、心を動かす大きな力となる。

自然景観や農山漁村の景観を、背景にある土地の風土や歴史、文化とともに大切に保

全するとともに、水や緑を活かした都市空間を形成し、自然と調和する美しい景観を創造、保全する。

⑤ 自然との共生と次世代への継承

美しい富士山を擁する“ふじのくに”には、多様な動植物が生息・生育しており、“ふじのくに”は、美しく豊かな自然と共生し、日本の美しさを映す姿として、未来へと自然環境を保ち続けていくことが求められる。

本県の豊かな自然環境の保全や適正な利用による生物多様性の確保とともに、県民が自然とふれあい、環境について学ぶ機会を拡充することにより、豊かな自然と共生する社会を形成し、それを次世代へ継承する。

⑥ 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり

価値観の多様化、核家族化や地域における人と人とのつながりの希薄化などにより、社会全体の活力や暮らしやすさの低下が懸念される一方、社会のために役に立ちたいと思う人も増えており、地域の人々と助け合いながら各自の自立を促す社会の仕組みをつくることが重要となっている。

地域コミュニティの強化や、地域が抱える課題の解決に取り組むNPO活動の支援などにより、住民による共助の取組を促すとともに、人権尊重の意識が定着し、性別などに関わりなく、すべての人が個性を生かし能力を発揮できる誰もが暮らしやすい社会づくりを進め、県民の自立を支える社会環境の充実を図る。

(3) 「安心」の健康福祉の実現

一人ひとりの個性やライフステージに応じて、安心して健やかに自分らしい生活をすることはすべての県民の願いである。

このため、地域社会全体で子育てを支え、子どもを願う人が安心して子どもを生み育てることができる環境を整え、社会活力の維持・向上を支えるとともに、安心できる医療の提供と健康づくりの推進、障害のある人の自立と社会参加の支援、長寿者がいきいきと暮らせる環境やケア体制の充実、希望や自立につなぐセーフティーネットの整備などにより、県民だれもが生涯を通じ、健康で、生きがいを持ち社会の中で意欲と能力を発揮して暮らすことができる社会の実現を目指す。

① 安心して子どもを生み育てられる環境整備

子どもは社会に希望と活力をもたらす。理想の子どもの数を聞くと、「2人から3人」とする割合が高く、こうした希望がかなえられ、親子の笑顔があふれる社会を目指す。

子育てを支援するネットワークの形成など地域における子育て環境を整備するとともに、ニーズに応じた多様で質の高い保育サービスの提供、共働き世帯等の児童への放課後支援、子どもや母親の健康の保持と増進、保護や支援を必要とする子どもや家庭への取組を充実し、安心して子どもを生み育てられる環境を整える。

② 安心医療の提供と健康づくりの推進

誰もが健康に人生を送ることを望んでおり、必要な場合には、安全で質の高い医療を速やかに利用したいと考えている。

救急医療体制の充実や質の高い患者本位の医療サービスの提供などを目指し、医療人材の確保や医療機関の連携、高度専門医療等の提供を進めるとともに、医薬品の品質と安全性の確保や生活習慣病予防対策等に取り組み、安心医療の提供と健康づくりを推進する。

③ 障害のある人の自立と社会参加

障害のある人が、住み慣れた地域で、その人らしく輝きながら、地域の人々とともに暮らす社会を実現することが重要である。

障害の特性や程度、ライフステージに応じた相談、支援体制を確保するとともに、障害のある人が働く幸せを感じられるように就労支援を行い、地域におけるきめ細かな支援を受けられるように福祉サービスを拡充するなど、障害のある人の自立と社会参加に向けた支援を充実する。また、スポーツや文化、芸術を通じて障害のある人の社会参加を進めるとともに、障害のある人への理解を深めていく。

④ いきいき長寿社会の実現

平均寿命が延び、高齢化が進む中で、健康な長寿者が増加している。家族や地域の人々と長寿を喜び、長寿者が元気に生きがいを持って、その意欲と能力を活かし、自分らしくいきいきと暮らす社会は、世界に誇ることのできる地域の姿となる。

長寿者を敬い、尊び、祝う県民意識の向上とともに、生きがい活動や社会参加の促進など、長寿者がいきいきと暮らすことができる環境を整える。あわせて、介護人材の確保や適正な介護・福祉サービスの提供、地域の特性に応じたケア体制の整備とともに、総合的な認知症対策の推進や長寿者とその家族に対する相談体制の充実など、長寿社会に対応した共に支えあう地域づくりを進め、いきいき長寿社会を実現していく。

⑤ 希望や自立につなぐセーフティーネットの整備

社会の発達を促し、地域が活力を得るには、意欲と能力のある者が挑戦し、活躍できる環境とともに、保護や支援を必要とする人や家庭が、安心できる生活を取り戻していくための社会的援助の仕組みが必要である。

経済的に困窮している家庭が生活基盤の崩壊を招くことのないよう、生活援護等を行うとともに、心の危機に対しては、予防、相談、ケア体制の充実による自殺対策を図るなど、希望や自立につなぐセーフティーネットを整える。

4 “ふじのくに” の自立の実現

【目標】

(交通・基盤)

- ・中心都市等への30分行動圏人口カバー率 93%
- ・日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合 60%

(防犯・警察)

- ・刑法犯認知件数 30,000件以下
- ・交通(人身)事故の年間発生件数 30,000件以下

(行政経営)

- ・財政健全化の状況 経常収支比率 90%以下
実質公債費比率 18%未満
県債残高(通常債) 2兆円程度を上限
将来負担比率 400%未満
- ・県から市町への権限移譲数(法律数) 日本一
- ・行政透明度 日本一

(1) ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

地域の自立を促し、快適で安心できる生活を送るためには、豊かな自然に恵まれ、農林水産物などを供給する多自然共生地域と、ヒト、モノ、情報で賑わう都市地域において、特色ある地域づくりにより魅力を高めるとともに、ヒト、モノが内外を活発に行き交うことのできる、利便性が高い安全な社会基盤が必要である。

このため、身近な道路の整備や河川管理、生きる力の源となる農林水産業の生産基盤の強化、中山間地域等の集落機能の維持などにより、活力ある多自然共生地域の形成を図るとともに、都市の特色を活かし、都市機能を集積することにより、集約型で暮らしやすい市街地の形成などによる、賑わいと潤いを生む都市空間の創造に取り組む。さらに、高規格幹線道路、港湾、空港など、陸・海・空の交通手段が円滑に連結した経済や暮らしを確実に支える交通基盤の拡充を進める。

① 活力ある多自然共生地域の形成

四季折々に変化する美しい自然や景観、地域固有の歴史とともに培われた文化を有し、高品質の農芸品や水産物、美林を生み出す多自然共生地域は、県民の財産であり、“ふじのくに”の活力源となる。

安全で快適な暮らしを支える道路や河川などの生活基盤の整備を進めるとともに、農地、森林、港など農林水産業の生産基盤を整え、生産性の向上や供給体制の強化、農山村地域が持つ多面的な機能の発揮に取り組み、活力ある地域の形成を図る。

特に、過疎・中山間地域においては、各地特有の魅力を生かし、フロンティアを拓くとともに、多様な主体の連携による社会的機能の維持・向上を図る。

② 賑わいと潤いを生む都市空間の創造

魅力ある都市の形成は、ヒトやモノが活発に交流する賑わいをもたらし、それがさらに人々を惹きつけ、地域の発展を牽引するとともに、そこに住む人々に心の豊かさや潤いを与える。

都市の特色を生かし、都市機能を集積することにより、集約型で暮らしやすい市街地の形成を図るとともに、人々が集う緑の空間やレクリエーションの場を整え、地域の賑わいや生活の潤いを生む都市空間を創造する。

③ 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充

活発な経済活動や、豊かで安心できる暮らしを実現するためには、異なる地域が連携できる、高い信頼性と優れた利便性を兼ね備えた交通基盤が必要になる。

新東名高速道路をはじめとする高規格幹線道路や、これと連結する地域高規格道路などの整備を進めるとともに、清水港、田子の浦港、御前崎港を一体的にとらえた「駿河湾港」の整備、運営や富士山静岡空港の機能強化を行い、陸・海・空の交通手段が相互に連結する交通ネットワークを構築する。

(2) 「安全」な生活と交通の確保

地域社会から犯罪や交通事故をなくし、安全で安心できる暮らしを実現することは、県民共通の願いであるとともに、県民一人ひとりが取り組まなければならない重要な課題である。

このため、行政、警察、県民、事業者が連携し、人々を犯罪から守る防犯活動や交通事故の少ない安全な交通社会を目指す総合的な対策を進める。

① 官民協働による犯罪に強い社会づくり

犯罪の起きにくい社会の実現のためには、互いに見守り合い、助け合う「防犯まちづくり」が重要となる。

県民の防犯意識を高め、自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を図り、官民一体となって犯罪の起きにくい「まちづくり」を進める。

また、関係機関と連携し、犯罪被害者等に対する支援を充実する。

こうした取組により、官民協働による犯罪に強い社会づくりを行う。

② 総合的な交通事故防止対策の推進

交通事故は、人々の生活のみならず社会的にも大きな損失をもたらす。

このため、交通ルールの遵守、交通マナーの向上など、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、特に、高齢者や子どもといった交通弱者の安全に向けて、人に優しい交通環境を確保するとともに、悪質・危険運転者排除対策を強化するなど、総合的な交通事故防止対策を推進する。

③ 犯罪発生を抑える警察力の強化

県民を犯罪や交通事故から守るための人的基盤を強化し、変動する治安情勢に的確に対応できる強い執行力を持つ捜査と防犯等のプロ集団づくりを進める。

殺人などの凶悪犯罪をはじめ、県民の身近で発生する街頭犯罪、組織犯罪、サイバー犯罪、テロなどの検挙・抑止対策を戦略的に進めるとともに、警察の執行力をフルに生かすため、体制の整備、科学捜査や情報通信システムの高度化、機動力の強化、各種装備資機材の充実整備等を計画的に進める。

(3) 地域主権を拓く「行政経営」

“ふじのくに”の自立した行政経営のため、県民が行政に参画しやすい環境づくりと市町の自立の促進を図りながら、多様化・高度化する県民ニーズに的確かつ柔軟に対応した取組を展開していくことが必要である。

このため、国と地域、行政と民間の役割分担やこれまでの行財政改革の成果を踏まえつつ、県民の理解と参画が得られる、透明性の高い、効果的、能率的で、戦略的な行政運営を進める。

① 透明性の高い行政運営

県民が地域に関心を持ち、地域のために自ら考え行動していくためには、地域づくりに関わる行政情報が入手しやすく、分かりやすく、意見が言いやすいなど、行政運営の透明性が高いことが不可欠である。

効果的で分かりやすい情報提供等により、県政に関する県民の理解を促進するとともに、地域の課題を積極的に把握し、県民の意見を施策に反映させることにより、開かれた県政を推進する。

② 効果的で能率的な行政運営

地域の課題は地域で解決できる能力、体制の確保や多様化、高度化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応できる生産性の高い行政が求められている。

権限・財源・人材の三位一体による県から市町への権限移譲など、地域が自立できる行政体制の整備、目的達成に柔軟に対応できる簡素で能率的な組織の確保、民間事業者の創意工夫や多様な主体との協働を生かすことによる県民サービスの質の向上を図り、効果的で能率的な行政運営を行う。

③ 未来を見据えた戦略的な行政運営

厳しい行財政環境が続く中、限られた資源で高い成果が得られる取組や、持続可能な公共サービスの提供が望まれている。

優れた企画立案能力などを備えた人材の育成と活用とともに、歳出のスリム化と歳入の確保などによる将来に渡って安心な財政運営を堅持し、成果の重視と市町との協働を進め、戦略的な行政運営を展開する。

3 県民幸福度の最大化に向けた重点取組

“ふじのくに”が目指す「県民幸福度」の最大化、そのための「住んでよし 訪れてよし」、
「生んでよし 育ててよし」、「学んでよし 働いてよし」の理想郷の実現に向けて、次の6点
について総力を挙げて重点的に取り組む。掲げた6項目は、本県の地域力を十二分に引き伸
ばすための重点テーマであり、ポスト東京時代の国づくりの先導役を担う気概を持って、地
域主権の新モデルとしての“ふじのくに”づくりに挑む。

1 家・庭一体の住まいづくり

(狙い) 本格的な人口減少が見込まれる時代にあつて、より多くの人を惹きつけ、人を呼び
込み、定住する人を増やすことが重要となるが、その大きな磁力となるのが「住まい」の
快適性である。

(方向) **「住んでよし」の理想郷**を実現するため、暮らしの基本となる「住まい」は、ライ
フスタイルやライフステージに応じて、住まう地域や住まいの形態、規模など、多様な
選択ができる社会であることが必要であるが、“ふじのくに”ならではの魅力を生かす
ことのできる、「垂直から水平へ」、「コンクリートから大地へ」との発想を重視して、
生活と自然が調和する家と庭一体の住まいづくりを提案し、人々を惹きつけていく。一
人ひとりの住スペースの拡充や、住まいの周辺で木々の温もりを感じられる環境を充実
し、家庭の絆の回復に通じる土台を整える。あわせて、快適な住環境を少ない負担で享
受できるよう、「所有から利用へ」という考え方を新たな生活スタイルとして提案し、
実現への条件を整えていくことで定住へと結び付けていく。さらに、各地のコミュニテ
ィの活性化を進めながら、地域の魅力を一段と高めていき、都市と農山漁村との往来を
活発にする中で、県外からもより多くの人に移り住んでくるよう、大都市圏にない緑に
親しめる「大地に根ざした住まい空間」を提供し、“ふじのくに”の定住促進を図る。

2 観光交流人口の倍増

(狙い) 観光は、地域経済を活性化し雇用創出をもたらす豊かさを生む産業として大きく寄
与する。また、国内外の人々との交流は、相互理解を深め、活力を呼び込む力となる。

(方向) **「訪れてよし」の理想郷**を実現するため、自らが潜在価値としての「場力」を再認
識し、その特性を生かして魅力ある地域を形成することで、“ふじのくに”の光を多く
の人に観（魅）せる。さらに、ニューツーリズムの創出や「食の都」づくり、観光産業
にかかわる人材の育成、旅行の円滑化を支える交通ネットワークの充実により、もてな
しの心があふれる地域づくりを進め、観光交流人口を飛躍的に増やしていく。

3 出生率の向上

(狙い) 少子化の進行は、社会の活力低下を深め、社会経済の持続可能性を揺るがす大きな要因となり、次代を担う子どもたちが増えていくことは、将来への明るい展望へとつながる。

(方向) **「生んでよし」の理想郷**を実現するため、母と子の健康の確保や保育環境の整備はもとより、子育て家庭の経済的負担の軽減、地域ぐるみによる子育て支援の充実を図る。また、男女ともに協力して子育てしていく考え方やそのための働き方の見直し、青少年に対する家庭の役割や次代の親となる意識の啓発などを進め、出生率の向上につながる取組を総合的に推進する。さらに、県内で高い出生率の向上を達成している自治体に着目し、これを顕彰するとともに優れた点を明らかにし、出生率向上への成功モデルとして普及を図る。

4 地域医療の再生

(狙い) 安心して子どもを育てることやいつまでも健康な生活を送ることの基本は、安全で質の高い医療を必要に応じて利用できる状態を維持することであり、医師不足等による医療崩壊が危惧される中であって、地域医療の建て直しが希求される。

(方向) **「育ててよし」の理想郷**を実現するため、周産期医療や小児救急医療などの充実により、安心して子育てができる環境を整えると同時に、3大死因であるがん、心疾患、脳血管疾患の早期発見・治療、訪問医療・看護によるきめ細かな医療サービス、迅速な救急医療、災害医療など誰もがいつでも適切な医療を受けられるよう、医療の偏在を解消し地域医療を再生する。さらに、医科大学・医学部の誘致や医療従事者の就業環境の改善などにより、医師をはじめ必要とする医療従事者の確保を図る。

5 創造力を生む「学びの舞台」の展開

(狙い) 将来への閉塞感が漂い、地域社会や経済が疲弊する中、人々の心の豊かさや産業活力の源となる人間力を高めていくことが、地域社会の新たな創造的発展につながる。地域全体を「学びの舞台」とする大きな仕掛けが求められる。

(方向) **「学んでよし」の理想郷**を実現するため、誰もが感動し刺激を受けるような本物の芸術文化に数多く触れる機会を提供していくとともに、地域に根ざした文学や地域学を創出することで、郷土愛や地域に対する誇りを養っていく。また、次代を担う子どもたちが、良好な人格形成と確かな学力を育むよう、少人数学級等による充実した教育環境を整えると同時に、学住一体のまちづくり（カレッジタウン）を進めることで、質の高い文化・学術のある風土を定着させ、“ふじのくに”の創造力を生む「学びの舞台」を展開する。

6 新たな産業のフロンティア開拓

(狙い) 豊さを生む産業力を将来にわたって維持向上させていくには、地域経済を牽引する新たな産業の創出が必要であり、そのフロンティアとして内なる場力や需要に着目し、新結合の発想で新たな価値を創造していくことが重要となる。

(方向) **「働いてよし」の理想郷**を実現するため、食と農を軸にした新しい産業興し、食の安全やフードマイレージ・ウッドマイレージの観点も踏まえた地産地消の推進、耕作放棄地・荒廃森林の再生などにより、「ふじのくにグリーンニューディール」を戦略的に進め、「食材の王国」と「農の理想郷」を築く。また、「ものづかい」の視点に立った「ものづくり」の発想で、商品開発力や技術力を高めていくとともに、新たな成長分野となる健康産業をはじめ、環境技術力を活かした産業の創出を図り、ものづくり産業をより強固なものとするイノベーションを起こしていくことで、新たな産業のフロンティアを開拓する。

4 地域づくりの基本方向

1 基本的考え方

(1) “ふじのくに”を支える特色ある地域圏の形成

本県の各地域が有する多彩な「場力」を最大限に活用し、都市間等の機能分担と相互連携により、全国的、世界的レベルの特色ある魅力を備えた地域圏の形成を進める。

この各地域圏が相互に機能を分担・補完、連携し、県全体として、多様な地域性が調和する高質で多彩な機能を備えた「富国有徳の理想郷“ふじのくに”」を形成する。

① 個性と魅力を備えた多彩な地域圏の形成

各地域が有する伝統、文化、自然等の「場力」を磨き上げ、産業等の特色ある機能を集積することにより、個性と魅力を備えた多彩な地域圏を形成する。

圏域内では、質の高い都市サービスと恵まれた自然環境等を生かしたゆとりある生活との両立を図るため、海から山に至る地域の都市と農山漁村との交流・連携により、人と自然が共生する美しく暮らしやすい多自然居住地域の形成を図る。

また、富士山静岡空港等の広域的な交流基盤を最大限に活用し、ヒト、モノ、情報等が活発に行き交う地域づくりを促進する。

② 広域的な求心力を備えた力強い地域圏の形成

東西の大都市圏の影響を受けやすい環境下にあつて、圏域外にも影響を及ぼす広域的な求心力を備えた力強い地域圏を形成する。

このため、地域圏全体としての機能強化に資する高次都市機能等の集積により、地域圏の中心地域の拠点性を高める。

③ 地域圏内及び地域圏間の相互連携の促進

交流・連携を促進する交通ネットワークや情報ネットワークの充実を図り、各地域圏内及び地域圏間の相互の連携を強化する。

また、高速ネットワークを生かし、県境を越えた周辺地域との連携や、日本海側の地域との南北交流、就航先の国内遠隔地、東アジア地域との交流の深化に努め、日本の真ん中で存在感ある広域的な交流圏の形成を促進する。

(2) 多様な主体の参加と協働による“ふじのくに”の地域づくり

地域づくりにおいて市町が果たす役割は今後ますます大きくなることを踏まえ、県は、より高度で広域的な行政を展開するなど、県と市町の役割を明確にしつつ、相互に緊密な連携を図りながら地域づくりを進める。

また、地域住民、NPO、企業等の多様な主体を地域づくりの担い手と捉え、行政と有機的に連携する新しい静岡方式の仕組みを構築し、協働による開かれた地域づくりを促進する。

2 地域圏

(1) 地域区分の考え方

東西の大都市圏の大きな影響を受けやすい環境下にあつて、将来に向けて自立的、持続的に発展可能な“ふじのくに”を支える、日本の真ん中で存在感を発揮する地域づくりを進める観点から、都市機能等の集積のメリット等を考慮し、政令指定都市並みの人口規模(70~100万人程度)を目安とし、次の視点に立って地域圏を設定する。

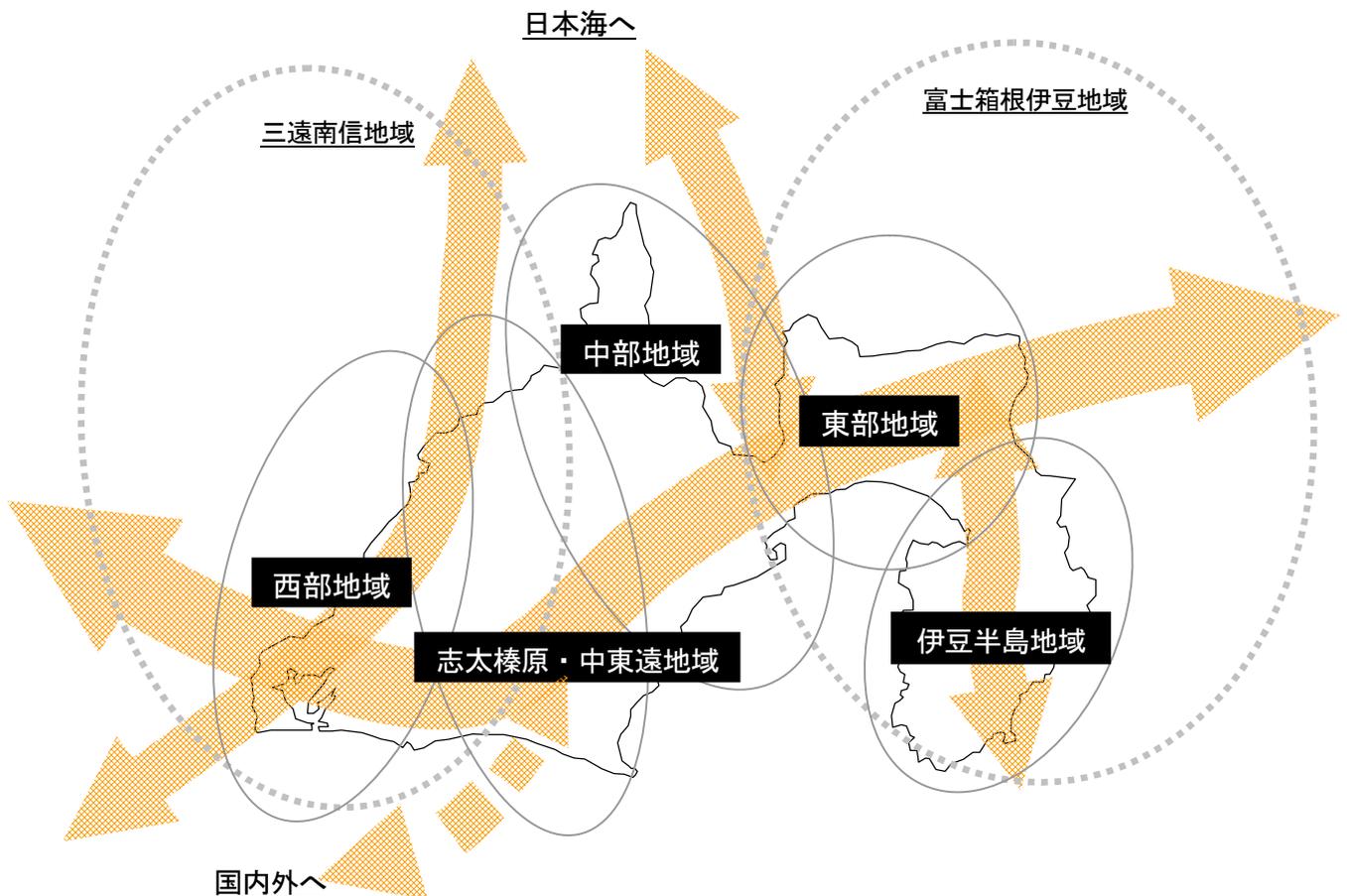
- 県と政令指定都市（静岡市、浜松市）との連携・役割分担による地域づくりの必要性
- 東部地域における都市間連携による広域的な地域づくりの必要性
- 富士山静岡空港周辺地域における新たな地域発展に向けた地域づくりの必要性
- 伊豆半島地域における観光等の特性を踏まえた地域振興の必要性

(2) 地域区分

(1)の考え方に基づき、次の5地域を目安とし、地域づくりを進める。

ただし、圏域は、様々な機能に応じて重複的かつ重層的に存在し、また、社会経済情勢や、交通・情報通信網、産業構造等の動向等に伴い絶えず変化するとともに、今後、道州制をはじめ、地域構造の変化につながる動きが活発化していくことが見込まれる。

したがって、地域区分は厳密に区切られるものとは捉えず、更なる広域化の動きに柔軟に対応し、ボーダレスな視点から広域的な施策を展開する。



3 地域圏の目標

(1) 伊豆半島地域 『世界レベルの魅力あふれる自然を生かした観光交流圏』

地学的な独立性と特徴ある歴史・風土を有する伊豆半島の「場力」を生かし、地域が一体となった新たな国際観光地の形成を図るとともに、日常生活の拠点となる都市と美しく豊かな自然に恵まれた農山漁村との一体的な地域づくりにより、住む人にも訪れる人にも快適で魅力的な地域を創造する。

また、交通ネットワークの整備等により東部地域との連携を強化し、東部地域と一体になった地域形成も視野に入れ、広域的な地域づくりを促進する。

<主な施策の基本方向>

① 豊かな自然環境を生かした世界的な観光交流圏の形成

地域が一体となった世界ジオパークへ向けた取組等を促進し、新たな伊豆ブランドの創出を図るとともに、富士山静岡空港等を効果的に活用して交流人口を拡大し、世界に輝く国際観光地・伊豆を形成する。

東部地域はもとより、神奈川県、山梨県との連携を強化し、富士箱根伊豆地域としての魅力を一層高め、国内外への積極的な情報発信を図る。

② 個性ある「場力」を引き出す多彩な産業づくり

観光産業と農林漁業が連携し、花き、わさび、しいたけ、キンメダイ等の農林水産物のブランド力の強化や、農山漁村景観など農林漁業資源を有効に活用した観光農園や体験型観光ツアーの提案など、地域の特性を生かした取組を促進する。

温泉等の多彩な資源や環境を生かし、ファルマバレープロジェクトと連携した新たな健康関連産業の創出や誘致による国際的な健康保養地づくりなどの取組を促進する。

③ 住む人にも訪れる人にも魅力的な快適空間の創造

半島の豊かな自然の保全や多面的機能を発揮する棚田、里山、森林等の保全・整備の推進により、美しい地域景観の形成や人の暮らしと自然との共生を促進する。

水環境の保全対策や医療体制等の充実により、良好な生活環境基盤の形成を図るほか、河川、海岸の水辺を活用した公園等の整備を促進するなど、都市サービスと美しい自然環境を併せて享受する豊かな暮らしを実感できる、伊豆の魅力を高める環境づくりを進めるとともに、定住・交流居住の促進を図る。

④ 観光交流圏の形成を促進する交通・情報等のネットワーク化

伊豆縦貫自動車道の整備の促進や、世界をつなぐ富士山静岡空港からの海上交通ルート等の充実、港湾の整備の推進、首都圏等からの鉄道アクセスの利便性向上など複数の交通手段を組み合わせることにより、世界的な観光地にふさわしい交通ネットワークの充実を図る。

住民生活の基盤であり、災害時の緊急輸送路としても重要な地域内の主要道路等の整備、バス路線の維持・確保など地域内交通の利便性の向上を図る。

高度情報通信ネットワーク社会への対応と観光交流圏の形成を図るため、光ファイバ等を利用したブロードバンドのサービスが利用可能な地域の拡大など情報通信基盤の整備を促進する。

（２）東部地域 『日本のシンボル富士山を世界との交流舞台とした健康交流都市圏』

人々を惹きつける日本一の富士山を仰ぎ、世界的な観光地を有する富士箱根伊豆地域の中核都市圏にふさわしい、商業、コンベンション、教育など高次都市機能の充実とともに、医療健康関連の研究開発や産業集積の促進による一大医療・健康ゾーンの形成を図り、世界との交流舞台となる魅力的な拠点地域を創造する。

また、地域内では、一体的な「100 万人都市圏」を形成するとともに、伊豆半島地域や県境を越えた周辺地域を含めた「200 万人都市圏」の形成も視野に入れ、広域的な交流・連携を促進する。

＜主な施策の基本方向＞

① 世界との交流舞台となる魅力ある健康交流都市圏の形成

日本のシンボル富士山を仰ぎ、首都圏に近接し、山梨県・神奈川県との交流の中心地域であるという環境を生かし、国内外からの交流人口の拡大を図り、世界との交流舞台となる一体的な都市圏を形成する。

コンベンション等の高次都市機能の集積により、圏域の求心力を高めるとともに、各主要都市は、駅周辺の都市機能の高度化と、医療健康関連産業の集積を図るなど、地域の個性を創出するまちづくりを行い、都市間等の効果的・効率的な機能分担・補完による魅力的な都市圏を形成する。

② ファルマバレーなど産学官の連携による活力ある産業づくり

健康や医療、医薬品産業の集積を図るファルマバレープロジェクトを一層推進するとともに、産学官の連携強化による共同研究の推進や人材育成等による地域企業の研究開発力の向上等を通じて、地域産業の高度化を図るほか、製紙等の地場産業においては付加価値の高いものづくりを促進する。

畜産物や富士ひのき、ひもの等の農林水産物のブランド化や、農林漁業と食品加工業、健康・医療産業、観光との結合による新たな取組を進め、地産地消を軸にした地域産業の活性化を促進する。

③ 富士山をはじめとする多彩な資源を生かした魅力づくり

富士山の世界文化遺産登録への取組を推進するとともに、その豊かな恵みを後世に継承するため、多様な生態系の保全等の様々な活動を展開する。

富士山麓等の名所や豊かな自然、歴史文化等を生かし、富士山ブランドの創出に向けた取組を促進する。

伊豆半島地域や、神奈川県、山梨県との交流・連携を強化し、「富士箱根伊豆交流圏構想」の着実な推進を図るとともに、富士山静岡空港を活用した周遊・滞在型の観光

ルートづくりなど、広域的な観光交流の取組を促進する。

④ 健康交流都市圏の形成を促進する交通・情報等のネットワーク化

新東名高速道路や東駿河湾環状道路、地域内の主要道路の整備を推進するとともに、鉄道駅及び駅周辺の機能強化や鉄道の輸送力の増強の働きかけ、バス等の利便性向上、田子の浦港の港湾機能の高度化など、交通ネットワークの充実を促進する。

高度情報通信ネットワーク社会への対応と健康交流都市圏の形成を図るため、光ファイバ等を利用したブロードバンドのサービスが利用可能な地域の拡大など情報通信基盤の整備を促進する。

(3) 中部地域 『日本の理想郷“ふじのくに”の県都にふさわしい中枢都市圏』

“ふじのくに”の県都にふさわしい、商業、情報、コンベンション、芸術文化など高次都市機能の充実や、大学のまちづくり、伝統に根ざした特色ある産業の育成等により広域的な求心力を高めるとともに、都市部から中山間地域まで含む自然豊かな政令指定都市としての特徴を生かしながら、ふじのくにの中核機能を担う拠点地域を創造する。

また、ふじのくにの中核都市圏として、県内や国内各地、海外とヒト、モノ、情報が行き交う多彩な広域交流を促進する。

<主な施策の基本方向>

① “ふじのくに”の県都として求心力のある中枢都市圏の形成

県都の中核都市圏として求心力のある高次都市機能を備えた、国内外とヒト、モノ、情報が行き交う活力ある交流拠点の形成に向けて、駅周辺の商業・業務機能の高度化や、学・住一体の「カレッジタウン」など新たな都市拠点づくりを促進する。

また、高度医療やスポーツ拠点の充実を図るとともに、都市と中山間地域との交流により自然の潤いを享受できる都市圏を形成する。

② フーズ・サイエンスヒルズなど産学官の連携による活力ある産業づくり

フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトを一層推進し、産学官の連携を強化することにより、茶、みかん、かつお等の地元産品の機能性等を活用した製品開発を進めるほか、地域産業の技術の高度化や付加価値の高いものづくりの促進、新たな産業の創出を図る。

サクラエビや茶、木材等の多彩な農林水産物のブランド力を強化するとともに、地域の大学や企業等との連携による新たな魅力づくりと地産地消の推進により、地域産業の活性化を促進する。

③ 駿河湾から南アルプスまでの多彩な資源を生かした魅力づくり

奥大井・南アルプス地域におけるエコ・ツーリズム等の推進や南アルプスの雄大な自然の保全を図る取組等を促進する。

駿河湾から南アルプスまでの多種多様な自然、東海道の町並み等の歴史文化、舞台芸術公園等の芸術文化など、特色ある地域資源を組み合わせた魅力づくりや、国内外

の文化・学術会議やイベントの誘致・開催など、広域的な交流の取組を促進する。

④ 中枢都市圏の形成を促進する交通・情報等のネットワーク化

新東名高速道路や中部横断自動車道の整備を促進するとともに、都市的地域と中山間地域との交流・連携に欠かせない南北道路等の整備の推進、鉄道やバス等の利便性向上、清水港の港湾機能の強化、富士山静岡空港と伊豆半島を結ぶ海上ルートの充実など、交通ネットワークの高度化を促進する。

高度情報通信ネットワーク社会への対応と中枢都市圏の形成を図るため、光ファイバ等を利用したブロードバンドのサービスが利用可能な地域の拡大など情報通信基盤の整備を促進する。

(4) 志太榛原・中東遠地域 『世界に羽ばたく“ふじのくに”の玄関口を担う 新たな多極分担型交流圏』

個性豊かな中小都市の機能の分担・補完、相互連携のもとで、富士山静岡空港や御前崎港、新東名高速道路等の交通ネットワークの活用により、都市機能の高度化や特色ある産業集積等を図るとともに、広大な魅力あふれる自然空間と都市空間が調和する本県の新たな玄関口にふさわしい魅力的な地域を創造する。

また、陸・海・空の交通ネットワークと多彩な地域資源を生かし、国内外との観光・文化・スポーツなど多様な交流を促進する。

<主な施策の基本方向>

① 世界との玄関口にふさわしい個性豊かな魅力ある多極分担型交流圏づくり

圏域内各都市の駅周辺の商業や文化等の都市機能の高度化をはじめ、特色ある産業集積、歴史文化や自然、高品質な農林水産物等の地域資源を生かした個性と競争力のあるまちづくりを推進するとともに、相互の機能分担・補完、連携により地域の魅力を一層高め、富士山静岡空港を核とした多極分担型の一体的な地域づくりを促進し、世界に開かれた交流圏を形成する。

② 陸・海・空の交通基盤を活用した多彩な産業集積地域の形成

陸・海・空の交通が結節する地域としての優位性を生かし、国内外との経済交流やフーズ・サイエンスヒルズプロジェクトを推進するほか、外資企業等の集積の促進、産学官の連携強化による共同研究の推進や研究開発力の向上等を通じて、地域産業の活性化、国際競争力のある産業の育成、新たな産業の創出を図る。

温室メロン、高級リーフ茶など県内有数の農芸品や焼津漁港を中心とした水産物、大井川流域の木材・林産物のブランド力を強化し、交通基盤を生かした販売戦略を進め、付加価値の高い農林水産物の生産拠点としての産地づくりを促進する。

③ 奥大井や駿河湾・遠州灘等の多彩な資源を生かした魅力づくり

奥大井地域等の森林景観、大井川流域等の田園景観、牧之原台地等の茶園景観など、

広大な魅力あふれる自然空間と空港等の都市機能が調和する「ガーデンシティ」として、一体感のある地域づくりを促進する。

塩の道・秋葉街道等の歴史文化、豊富な食材、大井川鉄道、エコパをはじめとするスポーツ施設など、多彩な地域資源を活用し、駿河湾・遠州灘から奥大井までの南北軸の連携の促進により地域の魅力を高め、国内外との観光・文化・スポーツなど多様な交流を促進する。

④ 多極分担型交流圏の形成を促進する交通・情報等のネットワーク化

空港機能の充実を図るとともに、新東名高速道路や、東西及び南北の道路の整備、御前崎港の港湾機能の強化を推進し、陸・海・空の交通ネットワーク化を促進する。

また、空港との直結により、更なる利便性の向上が期待される新幹線新駅の設置に向けた働きかけ、大井川鉄道や天竜浜名湖鉄道をはじめとする鉄道やバス等の利便性向上などを促進する。

高度情報通信ネットワーク社会への対応と多極分担型交流圏の形成を図るため、光ファイバ等を利用したブロードバンドのサービスが利用可能な地域の拡大など情報通信基盤の整備を促進する。

(5) 西部地域 『世界トップクラスの環境技術や多彩な文化で最先端をいく躍進都市圏』

“ふじのくに”及び三遠南信地域の中核都市圏にふさわしい、商業、音楽文化、教育など高次都市機能の充実と新成長分野である環境産業等の創出を図るとともに、中山間地域まで含む自然豊かな都市の魅力づくりや、浜名湖を中心とした国際観光地としての知名度の向上を図り、ヒト、モノ、情報が行き交い、世界をリードする新たな価値を生み出し躍進する拠点地域を創造する。

また、県境を越えた周辺地域を含めた「250万人都市圏」の形成も視野に入れ、広域的な交流・連携を促進する。

<主な施策の基本方向>

① 世界をリードする新たな価値を創造する躍進都市圏の形成

三遠南信地域の中核として、本地域の広域的な都市拠点となる駅周辺の活力ある中心市街地の整備や大学のまちづくり等を促進するとともに、浜名湖や天竜川等の風光明媚な自然のもと、世界をリードする元気なものづくり産業と豊かな文化が融合し、国内外から人を惹きつける新たな価値を創造する躍進都市圏を形成する。

② 環境産業やフォトンバレーなど産学官の連携による活力ある産業づくり

世界トップクラスのものづくり技術を環境等の事業分野で活用するとともに、フォトンバレープロジェクトを一層推進するほか、産学官のネットワークの充実、研究開発力・デザイン力の強化等を通じて、輸送用機器、繊維、楽器等の地域産業の技術の高度化や付加価値の高いものづくりを促進する。

野菜、みかん、花き、浜名湖のアサリ、天竜スギ等の多彩な農林水産物のブランド力の強化や地産地消、光産業など新事業分野の技術力の農林漁業への導入による6次産業化など新たな産業展開を促進する。

③ 浜名湖や天竜川、森林等の多彩な資源を生かした魅力づくり

浜名湖や遠州灘、天竜川、北遠地域の広大な森林等の豊かな自然環境の保全と活用を図りながら、民俗芸能等の歴史文化や音楽文化、世界的な製造業の集積によるものづくり文化など、多彩な地域資源を生かし、都市的地域と中山間地域との交流・連携の促進により、地域の魅力づくりを推進する。

愛知県や長野県との交流・連携を強化し、三遠南信地域としての魅力を一層高め、富士山静岡空港を活用した国際観光ルートづくりなど、広域的な観光交流の取組を促進する。

④ 躍進都市圏の形成を促進する交通・情報等のネットワーク化

新東名高速道路や三遠南信自動車道の整備を促進するとともに、都市的地域と中山間地域の交流・連携に欠かせない南北道路等の地域の主要道路の整備の推進、天竜浜名湖鉄道をはじめとする鉄道やバス等の利便性向上など、交通ネットワークの充実を促進する。

高度情報通信ネットワーク社会への対応と躍進都市圏の形成を図るため、光ファイバ等を利用したブロードバンドのサービスが利用可能な地域の拡大など情報通信基盤の整備を促進する。

基本構想の数値目標一覧（32項目）

指標名	指標の意味 (出典、調査機関等)	現状値	目標値 (概ね10年後)
-----	---------------------	-----	-----------------

1 「命」を守る危機管理

(危機管理)

東海地震で想定される死者数(第3次地震被害想定 約5,900人)	第3次地震被害想定(平成13年5月)における想定死者数	△1,521人 (H20年度)	半減以下
大規模災害時に必要不可欠な情報の共有化	大規模災害時に必要不可欠な情報(道路、ヘリポート、避難所、救護所に関する情報等)を、防災関係機関と県民とで共有化している割合	—	100%

2 “ふじのくに”の徳のある人材の育成

(教育)

「思いやりを持って行動できる有徳の人が増えている」と感じている人の割合	「思いやりを持って行動できる有徳の人が増えている」と感じている人の割合 「おおいに増えている」「ある程度増えている」の合計 (県総合計画課調査)	9.9 (H21年度)	50%
「文・武・芸」のいずれかの分野において自己を磨く努力をしている人の割合	「文・武・芸」のいずれかの分野で自己を磨く努力をしている人の割合 「おおいにしている」「ある程度している」の合計 (県総合計画課調査)	48.5 (H21年度)	80%

(文化・観光)

1年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合	文化に関するアンケート調査 「1年間に直接芸術や文化を鑑賞した人」の割合 (県文化政策課調査)	61.8 (H21年)	90%
1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合	文化に関するアンケート調査 「1年間に芸術や文化の活動を行った人」の割合 (県文化政策課調査)	19.6 (H21年)	50%
富士山に関心のある人の割合	富士山の歴史、文化、景観、自然環境等について関心を持つ人の割合 (県調査)	—	100%
観光交流客数	宿泊客数及び観光施設、イベント等への入場者・参加者数の合計値 (県観光政策課「静岡県観光交流の動向調査」)	1億4,075万 人 (H21年度)	30%増
外国人留学生数	県内の高等教育機関(大学、短大、高専)に在籍する外国人留学生数(5月1日現在) (静岡県留学生等交流推進協議会調査)	1,601 (H21年5月)	4,000人

3 “ふじのくに”の豊かさの実現

(全般)

静岡県が住みよいところと思っている人の割合	県政世論調査 静岡県が住みよいところだと「思う」人の割合	58.9 (H21年度)	80%
1人当たり県民所得	県民所得を県総人口で除したものの (県統計利用課「県民経済計算」)	338.4万円 (全国3位) (H19年度)	30%増
食料自給率(生産額ベース)	都道府県別食料自給率 (農林水産省試算)	52 (H20年概算値)	70%
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの (厚生労働省「人口動態統計」)	1.43 (H21年)	2
人口の社会移動	転入・転出者の社会増減 (総務省「住民基本台帳人口移動報告」)	△3,138 (H21年)	転入超過

指標名	指標の意味 (出典、調査機関等)	現状値	目標値 (概ね10年後)
-----	---------------------	-----	-----------------

(経済・産業)

県内総生産(名目)	県内の経済活動により新たに付加された価値の合計 産出額(売上額等)から中間投入(原材料額等)を差し引いたもの(付加価値) (県統計利用課「県民経済計算」)	15,0916 (H21年度速報値)	20兆円
「食」関連産業の県内生産額・販売額	「食」に係る、農林水産業、食品飲料製造業の生産額と飲食業、宿泊業、飲食料点小売業の販売額の合計額 (「農林水産統計」、「工業統計調査報告」、「商業統計」、「サービス業基本調査」等により県経済産業部集計)	—	1兆円増
年間有効求人倍率	県内職業安定所に登録された有効求人数を有効求職数で割った数値 (静岡労働局「職業安定業務統計」)	0.4 (H21年度)	1.2倍以上

(暮らし・環境)

環境保全活動を実践している県民の割合	環境に配慮した暮らし方を実践している人の割合 「おおいに実践している」「ある程度実践している」の合計 (県総合計画課調査)	76.7 (H21年度)	100%
「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う」人の割合	住んでいる地域の景観を誇りに思う人の割合 「おおいに思う」「ある程度思う」の合計 (県総合計画課調査)	68.4 (H21年度)	80%

(健康・福祉)

「自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところ」と感じている人の割合	住んでいるまちが、子どもを生み育てやすいと思う人の割合 「おおいに思う」「ある程度思う」の合計 (県総合計画課調査)	56.0 (H21年度)	80%
自立高齢者の割合	介護保険第1号被保険者のうち、援護を要しない高齢者の割合 (県介護保険課「介護保険事業状況報告」)	86.1 (H20年度)	90%
自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合	「自立し、社会参加をしていると感じている」と回答した障害のある人の割合 (県障害者政策課調査)	20.2 (H18年度)	70%

4 “ふじのくに”の自立の実現

(交通・基盤)

中心都市等への30分行動圏人口カバー率	地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに30分以内で到達できる人口カバー率 (県道路企画課調査)	87.2 (H21年度)	93%
日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合	都市の機能が充足していると感じている人の割合 「おおいに充足している」「ある程度充足している」の合計 (県総合計画課調査)	52.8 (H21年度)	60%

(防犯・警察)

刑法犯認知件数	警察が発生を認知した刑法犯の数 (警察調査「静岡県の犯罪」)	41,069 (H21年)	30,000件以下
交通(人身)事故の年間発生件数	交通(人身)事故年間発生件数 (警察調査「交通年鑑」)	35,878 (H21年)	30,000件以下

指標名	指標の意味 (出典、調査機関等)	現状値	目標値 (概ね10年後)
-----	---------------------	-----	-----------------

(行政経営)

財政健全化の状況			
経常収支比率	地方公共団体の弾力性を判断するための指標で、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源総額に対する割合	92.5 (H20年度)	90%以下
実質公債費比率	地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを客観的に示す指標で、地方債元利償還金相当額に充当された一般財源の標準財政規模等に対する割合の過去3年間の平均値	11.7 (H20年度末)	18%未満
県債残高(通常債)	県が発行する地方債(通常債)の残高 地方債は、地方公共団体が第三者から資金の借入れを行うことで負担する長期債務のこと	1.9610 (H21年度末)	2兆円程度を上限
将来負担比率	地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を表す指標	248.1 (H20年度末)	400%未満
県から市町への権限移譲数(法律数)	事務処理特例条例に基づき市町に移譲している事務に係る対象法律数 (社団法人地方行財政調査会「市町村への事務移譲の実施状況調べ」)	日本一 (H21年度)	日本一
行政透明度	行政透明度を総合的に評価 (県調査)	—	日本一

参 考 资 料

現状認識

本計画の策定準備として、平成 20 年度に、総合計画審議会での審議を通じ「静岡県を取り巻く社会経済環境（現状と課題）」について取りまとめた。本編は、当該報告書の内容を踏まえ、「時代潮流」とヒト、モノ、大地の力の 3 つの視点から「現状と課題」を再整理したものである。

(目次)

1 時代潮流

- (1) 世界の動向 37
- (2) 我が国の動向 37

2 静岡県の現状と課題

(1) ヒトの力

- ① 人口 39
- ② 健康福祉 40
- ③ 人づくり 41
- ④ 文化・スポーツ 42
- ⑤ 交流・共生 42
- ⑥ 安全 43

(2) モノの力

- ① 県内経済 44
- ② 生産活動 44
- ③ 雇用環境・労働力 45

(3) 大地の力

- ① 土地利用 46
- ② 環境 46
- ③ 交流基盤 48
- ④ 都市基盤 49
- ⑤ 基礎自治体 50

- <参考図表> 51

(データ等の更新は平成 22 年末時点まで対応)

1 時代潮流

(1) 世界の動向

(アジア経済の高成長)

グローバル化の進展に伴い、ヒト、モノ、カネ、情報が国境を越えて力強く活発に往来し、各国経済が相互依存関係を深める中で、世界経済に占める新興国経済の割合が高まっている。

特にアジア経済においては、中国やインドを中心に成長率を高めており、世界金融危機発生後も、他に先駆けて回復し、世界経済を牽引している。(図表 1-1)

(地球温暖化問題などへの世界的取組)

地球温暖化や飢餓・貧困、テロの脅威、核の拡散防止、さらに、世界的な金融・経済危機など、国際社会が協調して対処すべき課題が顕在化している。

中でも、地球温暖化という人類の生存にかかわる脅威に立ち向かうため、温室効果ガス排出削減に向けた公平で実効性のある国際的な枠組みの構築が求められている。

(2) 我が国の動向

(本格的な人口減少社会の到来、高齢化と少子化の進行)

平均寿命の延伸と少子化の進行を背景に、世界に例のない早いスピードで高齢化が進む中で、我が国の総人口は平成 17 年に減少局面に入り、これまで経験したことのない、本格的な人口減少社会を迎えている。(図表 1-2、1-3、1-4)

一層の高齢化と人口減少に伴い、労働力人口の減少や高齢者単独世帯の増加が顕著となる中で、社会経済の活力低下や地域社会におけるつながりの希薄化が危惧される。(図表 1-5)

(経済競争力の低下と雇用情勢の悪化)

我が国経済は、世界同時不況による外需の落ち込みにより、自動車や電子部品の輸出が激減するなど大きく収縮し、急速な雇用情勢の悪化は、人々が抱える将来への不安なども重なって消費の低迷をもたらすなど、深刻な事態を招いた。(図表 1-6)

景気は、平成 21 年春頃を底に持ち直しているものの、経済活動の水準は依然低く、デフレや海外経済の影響など、景気を下押しするリスクが存在し、雇用情勢の悪化懸念が残る中で、派遣労働者等非正規労働者の不安定な雇用環境や所得格差といった課題もある。

日本企業の競争力や輸出主導の経済成長の持続性に対する懸念が生じ、市場の魅力という観点などから国内投資が抑えられており、生産性の向上、技術革新、アジアの成長力の活用とともに、環境分野での取組の強化や家計を中心に据えた内需拡大の道を探り、国内投資環境を改善することが強く求められている。

（医療・介護・福祉など将来への不安）

雇用状況が悪化し、所得が伸び悩む中で、医療、年金、介護など我が国の社会保障制度に対する国民の不満は強く、将来の生活に対する不安が払拭できない状況が見られる。国民生活に関する世論調査によると、人々の意識として、「現在の生活に対する満足度」や「今後の生活は良くなっていく」と見通す者の割合は低下し、「貯蓄や投資など将来に備える」よりも「毎日の生活を充実させて楽しむ」と答える者の割合が増加している。

（図表 1-7、1-8）

（情報通信技術の発達と移動ネットワークの充実）

ハード・ソフト両面での情報通信技術の飛躍的な発達は、産業分野の生産性の向上をもたらすばかりでなく、人々の生活様式や人と人とのつながり方など、国民生活に大きな変化を与えている。

幹線鉄道や高速道路網、航空ネットワークが整備、充実し、国内都市間の移動時間の短縮が進んでいる。一方、国際移動する旅客数は、昭和 60 年代以降大きく伸び、特に、訪日外国人旅行者数は、足下では世界的な景気後退や円高などの影響を受けているものの、一層の増加が期待されている。（図表 1-9）

（国民意識の変化、ライフスタイルの多様化）

自然環境の保全や再生といった環境への国民の関心の高まりとともに、ゆとりや安らぎ、美しい景観、文化芸術等「心の豊かさ」を求める傾向が強くなっている。労働時間、余暇環境は、景気の影響を受けながら変化しつつも、価値観の変化や生涯に使える時間の増加などにより、ライフスタイルが多様化している。（図表 1-10）

また、夫婦共働き世帯は増加傾向で推移するとともに、子どもができて女性も継続して就業することを望む人の割合は男女とも高まっている。女性の就業を肯定的に捉える傾向が強まるなど、男女共同参画を巡る変化が見られる。

社会意識に関する世論調査によると、「社会の一員として、何か社会のために役立ちたい」と思っている人の割合が長期的には増加傾向にあり、幅広い「公」の役割を、NPO、地縁型コミュニティ、企業などの多様な主体が担う動きが広がっており、多くの人が実際に行動を取ることが期待されている。

（地域活力の発揮に対する期待）

東京への人口などの集中が進む一方で、地域の多様な資源が活用され、様々な地域が、我が国の活力を牽引していくことに対する期待が高まっている。

中央集権の下で全国の地域が一律に発展していくことに対する限界が認識され、国と地方の関係を見直し、地域主権を進める動きが活発になっている。

2 静岡県の現状と課題

地域が持つ力であるヒト、モノ、大地の観点から、静岡県の現状と課題について概観する。

(1) ヒトの力

① 人口

(人口)

- ・本県の総人口は、現在約 380 万人、全国人口の約 3%を占め、都道府県の中では全国 10 位で、ニュージーランドやアイルランドなど一国に匹敵する規模を有している。
- ・将来人口を展望すると、概ね 10 年後の平成 32 年には 362 万人、平成 42 年には 338 万人に減少すると推計されており、年少人口（14 歳以下）が減少する一方で、高齢者人口（65 歳以上）が増加し、少子高齢化が一層進行していく。（図表 2-1-1、2-1-2）
- ・社会移動の状況を見ると、転入者数、転出者数とも緩やかに減少し、転出者数が転入者数を僅かに上回る傾向が近年続いている。年齢別には、10 代後半での転出超過と 20 代前半での転入超過が顕著となっている。（図表 2-1-3、2-1-4）
- ・外国人登録者数は、平成 21 年末現在 9 万 3 千人（全国 8 位）で、10 年間で約 1.8 倍、総人口の 2.7%に増えている。全体の約半数をブラジル国籍者が占めているが、景気の悪化の影響による減少が見られる。（図表 2-1-5、2-1-6）
- ・こうした人口構造の中で、女性や高齢者を始め、多様な人材が活躍できる環境を整備し、県外への進学や就職による若者の流出を抑えるとともに、地域の魅力を磨き、国内外から専門知識や高度な技術・技能などを備えた人材の確保と育成に努める必要がある。

(少子化)

- ・本県の合計特殊出生率は、平成 16 年の 1.37 を底にして回復の兆しがあったものの、平成 21 年は前年を下回る 1.43（平成 20 年 1.44）となり、人口置換水準を大きく下回る状態が続いている。（図表 2-1-7、2-1-8）
- ・誰もが安心して希望する人数の子どもを生き育てることができるよう、子育て経験者や子育て支援グループの協力を得た地域における子育て支援、保育サービスの充実、こどもや母親の健康確保、子どもの健やかな成長に資する教育環境、子育て中の人が多様で柔軟な働き方のできる就業環境などが求められている。

(長寿化)

- ・平均寿命や自立高齢者（介護を要しない高齢者）の割合は全国上位の水準にある。（図表 2-1-9）
- ・高齢化率（65 歳以上人口比率）は、平成 17 年の 20.5%（全国 20.1%）から、平成 27 年には 27.6%、平成 32 年には 30.1%と一層の上昇が見込まれる。高齢化率は、県内のすべての市町で上昇しており、すでに 40%を超えている市町村もある。（図表 2-1-1、2-1-2、2-1-10）

- ・今後、元気な高齢者が生きがいを持って、その意欲と能力を活用して自分らしく生きていくことが望まれることから、中年期から高年期を通じた、健康づくりや生きがいづくり、介護予防とともに、知識や経験を活かした多様な働き方や社会参加により、充実した生活を送ることのできる環境が求められている。
- ・また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予測されることから、必要なときに、いつでも、どこでも受けられる、多様なニーズに対応した高齢者福祉サービスとともに、高齢者やその家族を見守り、支え合う地域づくりが求められている。

② 健康福祉

(健康)

- ・県民の平成 21 年の健康寿命（支援や介護を要しない期間）は、男性 77.11 歳、女性 80.68 歳と推計される。
- ・県民の誰もが健康でいきいきとした人生を送れるよう、疾病の早期発見・早期治療とともに、食生活、喫煙などの生活習慣の改善による健康増進・疾病予防に取り組み、県民の死因の 6 割を占める生活習慣病の予防を進めることが求められており、個人の主体的な健康づくりや家庭、地域、職場等を含めた社会全体での健康づくりを進める必要がある。
- ・自殺者数は平成 10 年以降年間 800 人前後と高水準にあり、自殺の原因のひとつであるうつ病の早期発見・早期治療を進めるための環境を整えることが求められている。

(医療)

- ・平成 22 年 4 月 1 日現在、県内 45 の公的病院等において不足する医師数は、全体で内科系 274 人、外科系 309 人、その他で 34 人に達し、診療科別には、内科、産婦人科、小児科、整形外科等で医師の欠員が多い。（図表 2-1-11）
- ・医療・看護の高度化や専門化を始め、高齢化に伴う在宅医療の充実など、今後も医療・看護需要の増大が予想される中で、医師、看護職員等の人材不足は大きな課題となっている。
- ・また、医師や看護師の不足に伴う救急医療機関の減少、診療科の休止なども多く、地域における医療機関の役割分担の明確化、連携体制の確保を図るとともに、医療機関等の適正利用など、県民の医療に対する理解を深めることが必要である。
- ・人材の確保と職場環境の改善の両立を図りながら、今後も、健康づくりや疾病予防の一層の充実に取り組むとともに、医療を受ける人や医療に従事する人にとって、質が高く、人にやさしい、安心できる医療体制を整えることが求められる。（図表 2-1-12）

(障害者福祉)

- ・障害の重度化や障害のある人の高齢化が進んでおり、多様な障害特性に応じた取組が必要である。障害のある人ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、生

活の自立を支援し、家族の負担を軽減することが重要であり、障害のある人の心身の状態に応じた多様なサービスの提供が必要である。(図表 2-1-13)

- ・障害への理解を深め、「障害のある人もない人も共に生きていこう」という認識を県民すべてが共有し、就労やコミュニケーションに関する支援を行うとともに、スポーツ・文化活動など社会参加を進めることが求められる。

③ 人づくり

(家庭)

- ・家庭の教育力の低下が指摘され、地域社会からも、子どもの社会性やコミュニケーション能力を育てる力が失われ、家庭での食習慣などの乱れが、子どもたちの心身の健康に及ぼす影響も懸念されている。家庭・学校・地域の連携のもと、地域の実情に合わせた支援体制の構築や気運の醸成が求められている。

(学校)

- ・全国学力・学習状況調査(平成 22 年度)において、本県の中学生は国語及び数学の「知識」・「活用」がすべて全国の平均正答率を上回っているものの、小学生では国語の「活用」以外は全国の平均正答率を下回っており、「基礎・基本」の定着とともに「自ら学び自ら考える力」を備えた「確かな学力」を育成する必要がある、一人ひとりの良さや資質、能力の向上のために、きめ細やかな指導が求められる。(図表 2-1-14)
- ・県内公立学校におけるいじめの認知件数は 4,066 件(平成 21 年度)で、依然高い水準にあり、認知されたいじめの解消に向け、児童生徒の立場に立った適切な対応と社会性やモラル、人権感覚の育成が求められている。(図表 2-1-15)
- ・特別支援教育が、平成 19 年 4 月から本格実施され、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を進めている。特別支援学校では、平成 22 年度 4,190 人と年々増加する在籍者数や、障害の重度・重複化及び多様化に対応した施設や人的な整備が望まれる。(図表 2-1-16)
- ・増加傾向にあった外国人児童生徒数は、経済不況等の影響により減少に転じたものの、外国人の子どもたちが社会的に自立できるよう、就学前の支援を含め、日本語や学力、技能を身に付けることが求められる。(図表 2-1-17)

(大学等)

- ・県内には、大学 20 校、短期大学 6 校、高等専門学校 1 校の計 27 校の高等教育機関がある。独自色を出しながら社会ニーズに対応し、学生の満足度や学校の価値を高めるとともに、大学間連携を強化するなど、教育・研究機能の一層の向上を図ることが求められている。(図表 2-1-18)
- ・大学などに海外からの留学生を積極的に受け入れる環境を整備し、地域の魅力を高め、国際競争力を強化していく必要がある。(図表 2-1-19)

④ 文化・スポーツ

(文化)

- ・県民意識調査（平成 21 年度）によると、県内の成人の 9 割以上が「文化の質を高めたり、文化活動を活発にすることは大切である」と感じており、文化財や伝統的な民俗芸能等に関心のある人の割合は、概ね 5 割から 7 割に及んでいる。（図表 2-1-20, 2-1-21）
- ・県内には、有形・無形文化財、民俗文化財、記念物から成る、合わせて 2,600 件余りの指定文化財があり、本県の歴史や文化を理解するための貴重な資源となっている。（図表 2-1-22）
- ・学術・文化及び芸術振興の拠点としてのグランシップや、ロダンの作品を常設する県立美術館など、文化施設が有する機能を最大限に発揮するとともに、芸術家や文化活動団体、企業、NPO、ボランティア、大学、行政、文化芸術に親しむ県民など、多様な主体が情報の共有と相互連携を図り、ネットワークを形成することで文化を創出し、育てささえる環境を整えることが求められる。

(スポーツ)

- ・各地域の実情に合った住民主体の運営による地域スポーツクラブは、県内に 46 クラブ設立されている（平成 22 年 7 月現在）。また、県内の成人が 1 日のうちスポーツ活動に充てる時間は 17 分（全国第 6 位）となっている。（図表 2-1-23）
- ・県民の誰もが、それぞれの目的や適性、体力、年齢などに応じて、生涯にわたってスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現に向けて、スポーツの機会や情報の提供、県民のスポーツ活動を支える人材の養成などを推進する必要がある。
- ・また、全国大会や国際大会での本県選手の活躍は、県民に夢と感動と希望を与え、健康で明るく活力ある社会の形成に寄与することから、トップアスリートやジュニア選手の育成、指導者の養成を図るなど、本県の競技力の向上を図ることが必要である。

⑤ 交流・共生

(交流)

- ・本県は、我が国を代表する観光地を数多く有し、四季を通じて多くの旅行者が訪れている。平成 21 年度の県内の観光交流客数は、昭和 63 年以来となる 1 億 4 千万人に達したが、宿泊客数は、1,723 万人と前年に比べ 149 万人（8.0%）の減と、過去 20 年で最大の減少幅となった。（図表 2-1-24）
- ・富士山静岡空港の開港を契機とした、北海道、九州等の国内遠隔地や東アジア等の観光マーケットの開拓とともに、首都圏等からのリピーターの増加が求められており、観光地としての魅力を更に高め、産業をはじめ、教育、文化・スポーツ等様々な分野の交流を促進していくことが必要となっている。

- ・県内では、本県が中国の浙江省と友好提携を結んでいるほか、25市町が12か国48都市と友好・姉妹提携を行っている。東アジア地域など海外との相互依存関係が深まる中、国際的な貢献により、地域の信頼を高めていくことが必要となっている。

(共生)

- ・県民アンケート（平成21年度）によると、性別役割分担意識にとらわれない人の割合は約6割と上昇傾向にあり、ユニバーサルデザインの認知度は6割から7割で推移している。今後、少子高齢化が一層進む中で、老若男女誰もが個性や能力を十分に発揮できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）やユニバーサルデザインの考え方が反映された環境づくりを進めることが必要となる。（図表 2-1-25、2-1-26）
- ・また、「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県」と感じる人の割合は約3割で、一層の向上が必要である。人権問題が複雑多様化する中で、一人ひとりが多様な個性を認め合い、お互いの人権を尊重する社会を築いていくことが求められている。
- ・県内在住の外国人は、日系ブラジル人を中心に一定数を占め、外国人県民と日本人県民との相互理解と協調の下、安心して快適に暮らす地域社会の実現を目指す多文化共生の地域づくりが求められている。
- ・住民による相互扶助や共助の機能の低下が危惧されており、防災、防犯、教育、福祉、環境保全などの面で、自治会や町内会などの地縁型コミュニティとNPOなどの特定の公共目的を目指す組織との「民と民の協働」や、企業、行政を含めた多様な主体による対応が求められている。（図表 2-1-27）

⑥ 安全

- ・本県の刑法犯認知件数は平成14年の63,008件をピークに、また、刑法犯・特別法犯少年の数は平成13年の5,237件をピークに減少を続けているものの、未だ高い水準にあり、県民一丸となった「防犯まちづくり」への取組が求められる。（図表 2-1-28）
- ・本県の交通事故発生件数と死者数は、長期的には減少傾向にあるものの、依然として、件数、死者数ともに高い水準にある。また、高齢者の関係する事故は増加傾向にあり、こうした状況を踏まえながら交通事故発生を抑えていくことが課題となっている。（図表 2-1-29）
- ・消費生活相談件数は減少傾向にあるものの、新たな取引形態等による被害の発生が見られるため、県民への正しい知識の提供と適切な相談対応が求められている。
- ・食の安全については、偽装表示や賞味期限の改ざん、輸入食品違反事例などの影響もあり、県民の「食の安全に対する信頼度」は平成21年度に54.7%と低迷しており、食品の安全を確保し、正しい食品衛生知識の普及啓発への取組が求められている。（図表 2-1-30）
- ・感染症に関する正しい知識や対処方法等について、県民に対し適切な情報提供を行うとともに、健康危機管理体制の強化を図ることが重要となっている。

(2) モノの力

① 県内経済

- ・本県の県内総生産は16兆4,527億円（平成20年度名目）で、国内総生産の約3%を占め、製造品出荷額規模全国2位のものづくり県である。世界的な金融危機に端を発する景気の後退や円高の進行、原油・原材料価格の急激な変化、新興国の製造拠点としての伸張が、輸出型産業の多い本県経済に大きな影響を及ぼしている。景気は、新興国向けの生産増加等を背景に持ち直しの動きが見られるものの、海外経済の影響などが懸念される。全国的に企業の設備投資意欲は力強さを欠き、本県においても近年全国上位を保ってきた企業立地が、件数、面積とも大きく減少している。（図表2-2-1、2-2-2）
- ・こうした厳しい経済環境の下、円高のプラスの面やアジアの活力を本県経済に広く取り込むこと、環境・資源エネルギー問題に積極的に挑むこと、内需関連分野の産業活動の展開を進めることなどにより、経済環境の急激な変化を、新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出す好機に変えていくことが求められている。
- ・本県製造業を地域別にみると、東部地域の電気機械、紙・パルプ、医薬品、輸送用機械、中部地域の電気機械、家具、水産加工品、西部地域の輸送用機械、一般機械、楽器、繊維、最先端の光産業など、各地域に多彩な業種がバランス良く展開されている。（図表2-2-3）
- ・県内で生産される農産物（野菜、果樹、花き、作物）は167品目で、国内で生産される263品目の63.5%に及び、全国1位の生産品目数を誇っている。一方、本県は、カロリーが高い穀物（米等）の生産が少なく、野菜、果樹、園芸作物等の生産が多いという特徴があり、食料自給率は、カロリーベースでは17%（平成20年度概算値、全国41%）、生産額ベースでは52%（同65%）で、これに茶を含めて本県独自で自給率を試算すると63%となり、本県の地域性を踏まえながら食料供給力の向上を図ることが必要である。（図表2-2-4、2-2-5）
- ・これまでの活発な経済活動の成果として、1人当たり県民所得水準も近年全国3位を維持しているが、経済の持続的成長により、成長の恩恵を広く県民が享受し、将来に希望の持てる活力ある豊かな社会を形成していくことが重要である。（図表2-2-6）

② 生産活動

- ・県内産業の労働生産性（就業者1人当たりの県内総生産額）について、近年の状況を見ると、上昇傾向が見られた製造業で平成20年には減少に転じ、サービス業では概ね横ばい傾向、卸売・小売業では横ばいから減少傾向で推移している。国際的に原材料費などの生産要素の価格が大きく変化するとともに、新興国が台頭し、国内の生産年齢人口が減少する中で、商品・サービスの付加価値を高めることにより、生産性を向上させ競争力を確保していくことが求められている。（図表2-2-7）
- ・経済活動と環境保全の両立が求められており、環境問題を経済の制約要因ではなく、新たな成長要因と捉え、環境に関する産業活動を強化し、技術革新、雇用の創出、産

業競争力の向上を図ることが必要となっている。

- ・光技術、バイオテクノロジー、新素材、ICT、ナノテクノロジー等の先端技術を活用した製品の高付加価値化を促し、民間と行政が協働して企業の新規展開やベンチャー企業の育成を図るとともに、優れた技術や得意分野を持つ企業が核となり、様々な企業・研究主体等と連携・協調することにより、新たな市場や新たな事業を生み出し、次世代産業を育成・集積していくことが求められている。
- ・異分野の中小企業同士が、技術・ノウハウを持ち寄り、互いに連携して高付加価値の製品・サービスを創出する新連携事業の本県における計画認定状況は、31件（平成22年6月15日現在、全国第6位）を数え、中小企業者と農林漁業者との農林業等連携事業計画も県内では12件が認定され、新商品の開発が進みつつあり、1次、2次、3次産業の組み合わせによる新たな産業活動の展開が求められる。（図表2-2-8）
- ・農業においては、農産物価格の低迷や生産資材等の高騰など経営環境が悪化するとともに、従事者の減少や高齢化により耕作放棄地が平成17年現在11,882haに増加しており、法人化や新たな担い手の参入による活力ある農業生産構造への転換を進め、耕作放棄地の再生利用や低コストで効率的な生産・流通体制の確立、高い付加価値を持つブランドを育成することが求められている。（図表2-2-9、2-2-10、2-2-11、2-2-12）
- ・「農芸品」と呼ぶにふさわしい、高品質で多彩な農産物の生産・提供が県内各地で行われる中で、安全・安心で新鮮な産物の提供と消費拡大に向けて、生産履歴の管理や認証制度の普及によるブランド化の推進、地産地消や食育などの取組を消費者の理解を得つつ進めていくことが求められている。
- ・林業は産出額が漸減傾向にあって、需要者ニーズに応じ、木材を安定的に供給できる体制を確保し、県産材の利用拡大を図ることが課題となっている。水産業においては、本県では改善の兆しが見られるものの、全国的には漁業就業者の減少と高齢化が続いており、水産物を安定的に供給するため、限りある資源の持続的利用と収益性の高い水産業の確立が求められている。（図表2-2-13、2-2-14）

③ 雇用環境・労働力

（雇用環境）

- ・本県の雇用情勢は、有効求人倍率が平成16年6月以来1倍台で推移していたが、平成20年9月に1倍を割り込んだ後、平成21年7月には0.38倍と過去最低を記録するなど、厳しい状態が続いている。（図表2-2-15）
- ・企業において景気の悪化による雇用調整が行われる中で、若者や障害のある人の雇用環境は一層厳しい状況にあり、非正規雇用が拡大してきたことに伴う課題が顕在化している。このため、新たな雇用の創出や能力開発を通じた人手不足分野への労働力のシフトなどによる、緊急の対策を含めた雇用の確保・安定への取組が求められる。（図表2-2-16）
- ・外国人労働者の増加に伴い、就労をめぐるトラブルや離転職者への対応、職業能力の開発に取り組むことが求められている。

- ・障害のある人の就労意欲が高まりを見せる中、本県の障害者雇用率は平成 21 年には 1.65%となり増加傾向にあるものの、法定雇用率(1.80%)には達しておらず、関係機関のより一層の取り組みが必要である。(図表 2-2-17)

(労働力)

- ・本県の有業率は、高い就業意欲を背景に、男女とも全国的に高い水準(平成 19 年、男性 4 位、女性 3 位、男女計 2 位)にあるが、人口減少と少子高齢化が進む中で、性別や年齢にかかわらず、働く人々が、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図りながら、意欲を持って仕事に取り組み、自らの能力を高め、その力を存分に発揮できる、働きがいのある社会の実現が求められている。(図表 2-2-18)
- ・高度な技術・技能や専門的知識を有する多様な人材の活躍は、本県産業の発展を支えることから、教育機関や企業等との連携による県内人材の育成や国内外からの人材確保、良質で魅力ある地域環境などが求められている。

(3) 大地の力

① 土地利用

- ・本県は日本列島のほぼ中央に位置し、面積は 7,780 km²、東西及び南北の長さはそれぞれ 155 km、118 kmに達し、県土の南側には 506 kmに及ぶ海岸線を有し、北側には富士山や南アルプス等の急峻な山岳地帯を控え、県土の約 65%は山岳地帯を中心に森林が占める。
- ・昭和 62 年から平成 19 年までの 20 年間に、農地は 93,800 haから 73,500 haに、森林は 502,262 haから 498,502 haにそれぞれ減少する一方で、住宅地は 27,987 haから 35,232 haへ増加している。(図表 2-3-1)
- ・東西に個性豊かな都市が連なり、鉄道、道路、空港、港湾といった交通体系も整備されているが、大規模集客施設の郊外立地と中心市街地の活力の低下などによる市街地内の低・未利用地の増加、耕作放棄地や荒廃森林の増加などに対する懸念が高まっている。

② 環境

(地球環境)

- ・本県の温室効果ガス排出量は、京都議定書の規定による基準年度(平成 2 年度)に比べ平成 20 年度時点で 10.8%減少(森林吸収量を含む)している。国においては、平成 32 年度までに平成 2 年度比 25%削減を打ち出しており、低炭素社会の構築に向けて県民一人ひとりが理解を深め、さらなる行動を促す取組が求められる。(図表 2-3-2)
- ・県内にはエコアクション 21 認証・登録事業所数が全国 1 位(平成 21 年度末)と環境活動に積極的に取り組む事業所が多く存在しているが、県民や企業にとって環境に配慮した生活や企業活動等が経済的にも有利になるような、環境保全と経済活動の両立を促す仕組みづくりが必要となっている。(図表 2-3-3)

- ・国内で供給される一次エネルギーにおける石油依存度は減少傾向にあるが、主要国の中では依然として高く、本県においてもエネルギーの地産地消の考えの下、太陽光発電などの新エネルギーの積極的な導入が必要である。

(自然環境)

- ・本県は、富士山、南アルプス、駿河湾、浜名湖、伊豆半島など、日本を代表する自然環境に恵まれ、富士山頂から駿河湾深層までの高低差 6,000mを超える中に、高山植物等の山岳系の動植物から深海に住む珍しい動物など、多様な生物種が確認されている。県民共有の貴重な財産である希少野生動植物を保護するため、個体の取扱いに関する規制及び生息地等の保護回復のための措置を定めた条例を制定した。(図表 2-3-4)
- ・野生鳥獣による農作物への被害が顕著になっている。(図表 2-3-5)
- ・富士山の登山者数は増加し、平成 20 年度には 40 万人を超え、登山ルールやマナーを無視した登山者などによる自然環境への悪影響が懸念されており、富士山の環境保全と利活用に関する総合的、長期的な対策が求められている。富士山の文化や自然環境、景観を保全し、人類共通の財産として後世に継承していくため、2 月 23 日の「富士山の日」を中心とした県民運動を展開し、関係団体と連携した世界文化遺産登録の推進につなげていくことが必要となっている。(図表 2-3-6)
- ・森林は木材生産機能のほか、地球温暖化の防止や国土保全などの多様な機能を有しており、こうした機能を維持するためには、適切な整備・保全が必要である。生活様式や経済活動の変化により、人とのかかわりが薄れ、多様な機能を十分発揮することが難しくなっている森林も多く、森林を守り、育て、活かす仕組みを所有者や森林関係者ばかりでなく、学校や企業等を含めた地域社会全体で支えていく必要がある。

(景観)

- ・自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う人の割合は約 68% (平成 21 年度県民意識調査) に及んでおり、自然環境の保全や文化的・歴史的魅力を再発見し、それを景観形成に生かすなど良好な景観をつくりあげていくことが重要となる。(図表 2-3-7)
- ・農地は豊かな農産物を安定供給するための生産財であると同時に、美しい景観や憩いと安らぎの場を提供し、県土の保全等の機能を持つ環境財でもあり、そこに住む人だけでなく、社会全体で保全していくことが求められている。

(生活環境)

- ・本県は、大変豊かな水の恵みを受けているが、農地・森林の荒廃や都市化の進行に伴い、水源かん養機能や洪水調整機能が低下している。渇水や洪水、浸水被害への対応とともに、持続可能な水循環と安全な水の安定的な供給を確保することが求められている。
- ・河川、湖沼、海域における環境基準達成率は、近年、90%台半ばで推移し、概ね良好であるものの、一部水域においては未達成であり、生活排水対策を主とした水質改善

を更に進める必要がある。(図表 2-3-8)

- ・大気汚染に係る環境基準の達成率は、平成 21 年度に 100%を達成しており、引き続きこの水準を維持できるよう、工場・事業場に対する指導や自動車排出ガスの削減を推進する必要がある。
- ・また、一般廃棄物排出量と県民 1 人の 1 日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあるものの、循環型社会の構築に向けて廃棄物の 3 R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進、エネルギーの効率的な利用などが求められる。(図表 2-3-9)

③ 交流基盤

(交通)

- ・大都市圏の間に位置する本県は、東西の交通の要衝であり優れた交通環境を有してきたが、全国的に高速道路等が整備され、優位性が相対的に低下してきていた。そうした中、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の供用を契機に、県内経済の発展と県民生活の向上を目指し、リニア中央新幹線の開業による鉄道輸送などへの影響も踏まえながら、陸・海・空が一体となった交通ネットワークを充実強化し、交通環境の優位性や利便性を一層高めることが求められる。
- ・地域間の移動時間を短縮する高規格幹線道路をはじめ、道路の交通渋滞や混雑を緩和・解消する交差点改良やバイパス整備、橋梁等道路施設の長寿命化を図る予防保全など、誰もが安全に利用でき、環境・景観に配慮した道路整備が求められている。
- ・県内の鉄道交通は、東海道新幹線をはじめ 14 路線の鉄道が運行しており、年間の乗車人員は 1 億 8,400 万人を数えるが、漸減傾向にあり、今後は、環境負荷の軽減や道路混雑の緩和への寄与、交通手段の多様化の観点も踏まえ、鉄道の利便性の向上などが必要になっている。(図表 2-3-10)
- ・港湾の国際競争力の強化を図るため、国は選択と集中を進めており、本県で生産・消費される国際コンテナ貨物の約 4 割は、県外他港に流出していることから、船舶の大型化への対応など港湾施設の整備はもとより、民の視点を活かした質の高い港湾サービスの提供などを進め、利用者の利便性の向上など競争力を確保することが必要となっている。(図表 2-3-11、2-3-12)
- ・富士山静岡空港の開港により、国内遠隔地や海外各地と短時間で直接往来することが可能となり、経済活動の拡大や観光交流客数の増大が期待される。今後とも、より多くの路線・便数の確保や就航機材の大型化、空港へのアクセスの充実等の取組を進めるなど、利便性の高い空港の実現が必要となっている。

(情報)

- ・本県の平成 21 年のインターネット利用県民数は推計約 279 万人で、6 年間で約 49 万人増加しており、また、平成 22 年 3 月末現在における県内のブロードバンドインターネットの世帯普及率は、64.6% (全国 60.3%) となっている。県民意識調査 (平成 21 年度) では、インターネットの必要性に関し、約 7 割の県民が「生活に欠かせない」

と感じており、距離や時間の制約を乗り越えた交流を可能にする情報通信基盤の整備が求められている。(図表 2-3-13、2-3-14、2-3-15)

- ・ICTの利活用による安心、安全、快適社会の構築や医療、教育、産業などにおける生産性向上、行政の情報化の一層の推進が求められる一方で、インターネット等を安全に利用できる環境の確保も大きな課題となっている。
- ・なお、テレビジョンの現行の地上アナログ放送は、平成23年7月に一斉停波され、それに代わる地上デジタル放送には、データ放送や携帯端末向け放送、双方向の機能などの活用が期待されている。

④ 都市基盤

(都市機能)

- ・まちや最寄りの都市での機能(商業、金融、情報、医療、交通、娯楽など必要と思われる機能)の充実度に関する県民意識調査(平成21年度)では、「充足している」と感じている県民の割合は52.8%に止まり、商業、福祉サービス等の多様な機能の集積や居住人口の増加、商店街の魅力の向上を図り、中心市街地のにぎわいを回復することが求められている。(図表 2-3-16)
- ・県内には、東西に豊かな都市が連担し、空港の開港等により陸・海・空の交通ネットワークが充実していく状況などを踏まえながら、各都市と周辺地域が、日常生活に必要なサービスを自己完結的に提供する都市圏を形成し、それぞれの都市圏の特色を活かした機能分担と相互連携により、多様で高質な機能を発揮することが期待されている。

(住空間)

- ・県内の住宅の状況は、平成20年時点の持ち家率が64.8%(全国61.1%、全国33位)、1世帯当たり延べ面積は102.4㎡(同94.1㎡、同27位)であり、自然と触れ合い、家族と団欒できるゆとりある住空間の確保とともに、耐震性の向上、少子高齢化や家族形態の多様化などに対応したユニバーサルデザインの推進、地球環境への配慮等が求められている。また、公営住宅については、入居者の高齢化や今後急速に進む建物の老朽化への対応が課題となっている。(図表 2-3-17、2-3-18)

(防災)

- ・21世紀半ばに向け東海地震、東南海地震、首都直下地震などの大規模地震が発生する確率が高まっていくほか、中部圏や近畿圏を含む広い範囲で地震の活動期に入ったという見解が示されている。
- ・新しい耐震基準が施行された昭和56年以前に建築された住宅も多く、平成20年時点で、木造住宅では約34万戸と全体の4割弱を占めており、このうち、耐震補強等により安全性が確保されたものが約8万戸、耐震性が不足するものが26万戸と推計され、

県民一人ひとりの生命と財産を守るためにも、木造住宅の耐震化を進めていく必要がある。

- また、平成 20 年度末の公共施設等耐震化率は 82.0%、平成 21 年度末の学校の耐震化率は、公立小・中学校 94.2%、県立高等学校 94.2%、県立特別支援学校 100%、私立小・中・高等学校 82.4%で、全国トップの水準にあるものの、東海地震で想定される死亡者数の多くは、建物等の倒壊によると推計されており、より一層の耐震化などの対策が求められる。(図表 2-3-19、2-3-20)
- 近年、集中豪雨の増加などが顕在化する中で、災害の増加・激甚化が懸念されており、防災情報の提供などのソフト対策を含めた総合的な治水対策が求められている。
- 少子高齢化の中で、地域の防災を担う人材の高齢化が進んでいるほか、昼夜間人口差の拡大などにより、平日昼間の地域防災力が著しく低下している地域がある。防災意識の風化も懸念されており、自助、共助の取組体制の強化を図る必要がある。
- 県内では、平成 21 年に 1,481 件の火災が発生しているが、地域の消防防災体制の中核的存在である消防団は、団員の減少が続いており、団員を確保し、一層の活性化を図ることが重要である。(図表 2-3-21)

⑤ 基礎自治体

- 平成 14 年度末に 74 あった県内の市町村 (21 市 49 町 4 村) は、合併により 35 市町 (23 市 12 町) に再編され、その中で、平成 17 年 4 月には静岡市が、平成 19 年 4 月には浜松市が、全国でそれぞれ 14 番目、16 番目の政令指定都市に移行した。(図表 2-3-22)
- 住民や地域に身近な行政サービスを提供する主たる担い手である市町の自立性を更に高めるため、財源・人材を伴った権限移譲、能力や責任に見合った税財政制度の構築が必要になる。(図表 2-3-22、2-3-23)
- 本県の 2 つの政令指定都市は、中山間地域までを含み、従来の政令指定都市では行われていない事務も積極的に県から移譲することにより、住民に身近な行政サービスが一元的に提供できる「新型指定都市」の形成を進めている。

＜参考図表＞

1 時代潮流

(図表 1-1) 各国・地域の名目 GDP の推移 (10 億 U.S. ドル)

	1985	1990	1995	2000	2005	2007	2008	2009
日本	1,352	3,030	5,264	4,667	4,552	4,378	4,887	5,069
アメリカ	4,217	5,801	7,415	9,951	12,638	14,062	14,369	14,119
EU	3,048	7,047	9,178	8,509	13,784	16,986	18,377	16,415
中国※	307	390	728	1,198	2,257	3,494	4,520	4,985
インド※	230	326	368	480	810	1,152	1,261	1,237
NIES	216	551	1,037	1,123	1,513	1,826	1,743	1,604
ASEAN-5	218	306	578	489	752	1,081	1,263	1,248
ロシア※	n/a	n/a	313	260	764	1,230	1,667	1,232
ブラジル※	253	508	770	642	890	1,366	1,636	1,574
その他	2,085	4,179	4,020	4,830	7,555	10,040	11,464	10,360
世界計	11,926	22,138	29,671	32,149	45,515	55,615	61,187	57,843

(注) NIES : 香港、韓国、シンガポール、台湾

ASEAN-5 : インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム

※ : BRICs[ブラジル、ロシア、インド、中国]

(資料) IMF, World Economic Outlook Database, October 2010

(図表 1-2) 人口の推移 (全国・静岡県) (千人、人)

年	全 国 (千人)				静岡県 (人)			
	総人口	前年比	日本人人口	前年比	総人口	前年比	日本人人口	前年比
平成 15 年	127,694	208	126,206	153	3,789,929	5,698	3,721,722	1,526
16 年	127,787	93	126,266	60	3,790,914	985	3,716,659	-5,063
17 年	127,768	-19	126,205	-61	3,792,377	6,962	3,721,656	4,997
18 年	127,770	2	126,154	-51	3,793,153	776	3,721,419	-237
19 年	127,771	1	126,085	-69	3,796,808	3,655	3,721,393	-26
20 年	127,692	-79	125,947	-138	3,798,258	1,450	3,720,355	-1,038
21 年	127,510	-183	125,820	-127	3,787,982	-10,276	3,717,860	-2,495

(注) 人口は各年 10 月 1 日現在人口

(資料) 総務省「推計人口」、静岡県「静岡県の推計人口」

(図表 1-3) 我が国の将来推計人口 (千人)

	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 32 年 (2020)	平成 37 年 (2025)	平成 47 年 (2035)	平成 67 年 (2055)
総人口	127,768	127,176	125,430	122,735	119,270	110,679	89,930
0～14 歳	17,585	16,479	14,841	13,201	11,956	10,512	7,516
15～64 歳	84,422	81,285	76,807	73,635	70,960	62,919	45,951
65 歳以上	25,761	29,412	33,781	35,899	36,354	37,249	36,463
65 歳以上人口比率	20.2	23.1	26.9	29.2	30.5	33.7	40.5

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (18 年 12 月推計)」

(注) 出生中位 (死亡中位) 推計

(図表 1-4) 平均寿命の推移 (静岡県・全国) (歳)

		昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
静岡県	男	72.32	74.10	75.48	76.58	77.22	78.15	79.35
	女	77.64	79.62	81.37	82.47	83.70	84.95	86.06
全 国	男	71.46	72.96	74.50	75.67	76.56	77.55	78.79
	女	77.01	79.00	80.75	82.07	83.22	84.62	85.75

(資料) 厚生労働省統計情報部「都道府県別生命表」

(図表 1-5) 高齢単身・高齢夫婦世帯数の推移 (全国) (千世帯, %)

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
世帯総数	36,015	38,133	41,036	44,108	47,062	49,566
高齢単身世帯数	881	1,181	1,623	2,202	3,032	3,865
高齢夫婦世帯数	1,026	1,416	1,968	2,763	3,661	4,487
高齢単身世帯割合	2.4	3.1	4.0	5.0	6.4	7.8
高齢夫婦世帯の割合	2.8	3.7	4.8	6.2	7.8	9.1

(資料) 総務省「国勢調査」

(注) 高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の一般世帯をいう。

(図表 1-6) 経済成長率の推移 (全国) (%)

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
名目 (対前年比)	-2.1	-0.8	0.8	1.0	0.9	1.5	0.9	-4.2
実質 (対前年比)	-0.8	1.1	2.1	2.0	2.3	2.3	1.8	-3.7
(寄与度)								
民間最終消費支出	0.8	0.7	0.4	0.7	1.0	0.8	0.8	-1.0
民間住宅投資	-0.3	-0.1	-0.0	0.1	-0.0	-0.0	-0.5	-0.1
民間企業設備投資	-0.3	-0.4	0.8	0.9	0.9	0.7	0.2	-1.1
政府最終消費支出	0.5	0.4	0.5	0.3	0.1	0.2	0.3	-0.0
公的固定資本形成	-0.3	-0.4	-0.6	-0.7	-0.3	-0.4	-0.3	-0.3
財貨サービスの純輸出	-0.5	0.7	0.8	0.5	0.5	0.8	1.3	-1.1

(資料) 内閣府「国民経済計算」

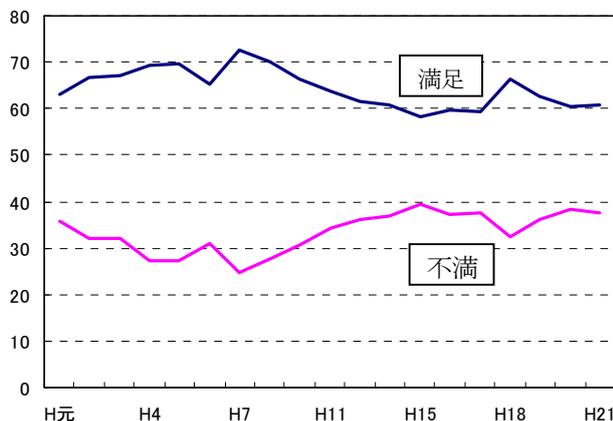
(図表 1-7) 日本人の社会保障制度に対する満足度 (平成 20 年 7 月) (%)

	満足	まあ満足	やや不満	不満	どちらでもない	不明
割合	1.9	18.4	35.6	40.1	3.0	1.0

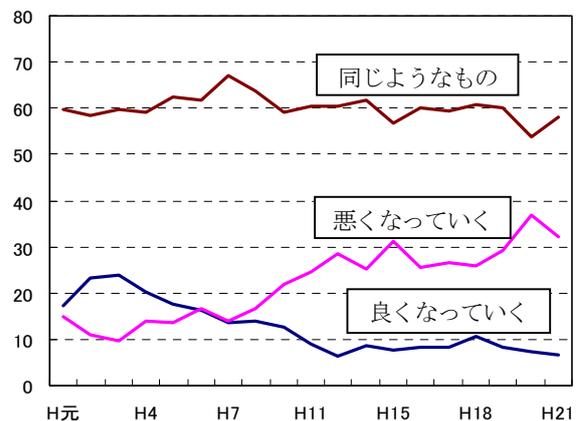
(資料) 内閣府「社会保障制度に関する特別世論調査」

(図表 1-8) 日本人の国民意識

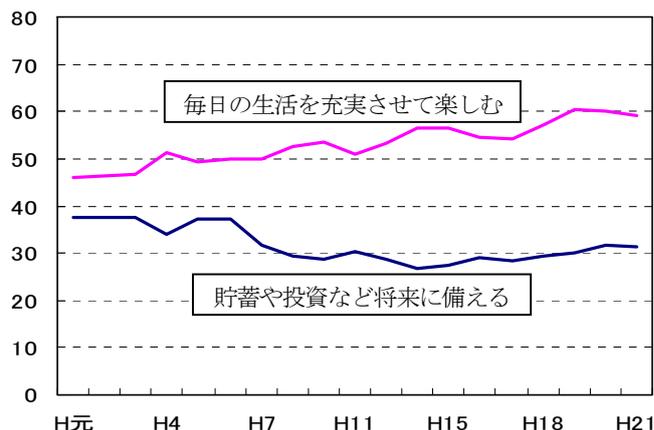
(現在の生活に対する満足度)



(今後の生活の見通し)



(将来に備えるか、毎日の生活を充実させて楽しむか)



(資料) 内閣府「国民生活に関する世論調査」

(図表 1-9) 日本人海外旅行者及び訪日外国人旅客数の推移 (千人)

	平成 10 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	
日本人海外旅行者数	15,806	13,296	16,831	17,404	17,535	17,295	15,987	15,446	
訪日外国人旅行者数	4,106	5,212	6,138	6,792	7,334	8,347	8,351	6,790	
国籍別訪日外国人	韓国	724	1,459	1,588	1,747	2,117	2,601	2,382	1,587
	台湾	843	785	1,081	1,275	1,309	1,385	1,390	1,024
	中国	267	449	616	653	812	943	1,000	1,006
	香港	357	260	300	299	352	432	550	450
	米国	667	656	760	822	817	816	768	700
	英国	182	201	216	222	216	222	207	181
	豪州	127	172	194	206	195	223	242	212

(資料) 独立行政法人国際観光振興機構(JNTO)「日本の国際観光統計」

(参考) 昭和 60 年の日本人海外旅行者数 4,948 千人、訪日外国人旅行者数 2,327 人

(図表 1-10) 常用勤労者 1 人平均月間現金給与総額と労働時間数の推移 (円、時間)

		平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
静岡県	現金給与総額	340,711	326,479	332,651	329,704	330,523	333,811	307,415
	総実労働時間	155.7	154.0	153.7	154.1	154.7	153.2	144.5
	所定外労働時間	11.9	11.8	12.2	12.2	12.4	11.6	9.5
全国	現金給与総額	341,898	332,784	334,910	335,774	330,313	331,300	315,294
	総実労働時間	152.3	151.3	150.2	150.9	150.7	149.3	144.4
	所定外労働時間	10.0	10.3	10.4	10.7	11.0	10.7	9.2

(資料) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

平成 21 年は速報 (静岡県「毎月勤労統計調査」)

2 静岡県の現状と課題・展望

(1) ヒトの力

① 人口

(図表 2-1-1) 人口の推移 (全国・静岡県) (千人)

	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
全 国	111,940	117,060	121,049	123,611	125,570	126,926	127,768
静 岡 県	3,309	3,447	3,575	3,671	3,738	3,767	3,792
0～14 歳	825	833	795	695	619	569	538
15～64 歳	2,223	2,301	2,413	2,531	2,565	2,532	2,475
65 歳以上 (比率)	261 (7.9)	313 (9.1)	367 (10.3)	445 (12.1)	554 (14.8)	666 (17.7)	779 (20.6)

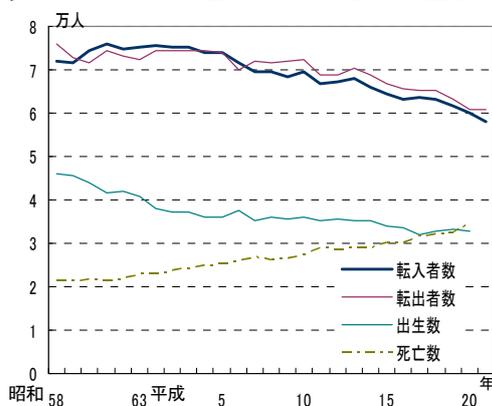
(資料) 総務省「国勢調査」各年 10 月 1 日現在の人口。

(図表 2-1-2) 将来推計人口 (全国・静岡県) (千人)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年
全 国	127,768	127,176	125,430	122,735	119,270	115,224	110,679
静 岡 県	3,792	3,771	3,712	3,623	3,511	3,384	3,242
0～14 歳	538	504	453	400	361	338	320
15～64 歳	2,475	2,373	2,233	2,131	2,042	1,933	1,800
65 歳以上 (比率)	779 (20.5)	894 (23.7)	1,026 (27.6)	1,092 (30.1)	1,108 (31.6)	1,113 (32.9)	1,122 (34.6)

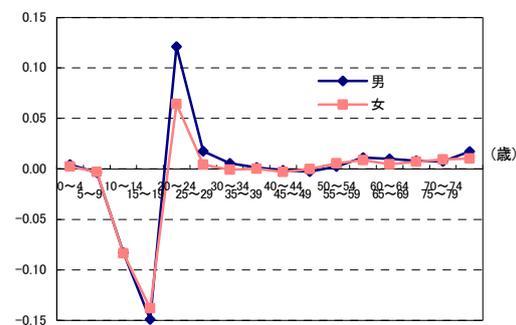
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成 19 年 5 月推計)

(図表 2-1-3) 自然増減、社会増減の推移



(資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」
厚生労働省「人口動態調査」

(図表 2-1-4) 年齢別純移動率 (2000～05 年)



(注) 横軸は 2000 年時点の年齢。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

(図表 2-1-5) 外国人登録者数の推移 (都道府県別、上位 8 県) (人)

	平成 11 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
東京都	274,358	345,441	348,225	364,712	382,153	402,432	415,098
愛知県	127,537	179,742	194,648	208,514	222,184	228,432	214,816
大阪府	206,698	212,590	211,394	212,528	211,758	211,782	209,935
神奈川県	112,899	147,646	150,430	156,992	163,947	171,889	173,039
埼玉県	71,926	102,685	104,286	108,739	115,098	121,515	123,600
千葉県	68,791	95,268	96,478	100,860	104,692	111,228	115,791
兵庫県	98,322	101,963	101,496	102,188	101,527	102,522	102,059
静岡県	58,625	88,039	93,378	97,992	101,316	103,279	93,499

(資料) 法務省「在留外国人統計」

(注) 毎年 12 月末現在

(図表 2-1-6) 外国人登録者の国籍別割合 (平成 20 年、構成比) (%)

	中国	韓国・朝鮮	ブラジル	フィリピン	ペルー	米国	その他
全 国	29.6	26.6	14.1	9.5	2.7	2.4	15.2
静岡県	13.2	6.3	49.8	12.4	6.3	0.8	11.1

(資料) 法務省「在留外国人統計」

(図表 2-1-7) 出生数及び合計特殊出生率の推移 (静岡県) (人)

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
出生数	43,932	37,045	35,345	35,794	31,908	32,905	33,274	32,701	31,901
合計特殊出生率	1.85	1.60	1.48	1.47	1.39	1.39	1.44	1.44	1.43
〃 (全国)	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37

(資料) 厚生労働省「人口動態統計」、総務省「国勢調査」、「人口推計年報」

(注) 平成 21 年は概数

(図表 2-1-8) 都道府県及び県内市町の合計特殊出生率

上位 5 県		平成 21 年	県内上位		県内下位		
1	沖縄県	1.79	1	長泉町	1.70	熱海市	1.14
2	宮崎県	1.61	2	河津町	1.66	伊豆市	1.26
3	熊本県	1.58	3	御前崎市	1.65	静岡市	1.30
4	鹿児島県	1.56	4	裾野市	1.62	東伊豆町	1.35
5	福井県・島根県	1.55	5	南伊豆町	1.61	三島市	1.36
15	静岡県	1.43					
全国平均		1.37					

(資料) 厚生労働省「人口動態統計」、「平成 15～19 年人口動態保健所・市区町村別の概況」

(注) 県内市町合計特殊出生率は、ベイズ推定値 (平成 15～19 年)

(図表 2-1-9) 静岡県の自立高齢者の割合 (%)

	平成 12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
自立高齢者の割合	90.7	89.7	88.5	87.3	86.7	86.2	86.3	86.2	86.1
全国順位	5 位	4 位	4 位	4 位	4 位	4 位	4 位	5 位	5 位

(資料) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」

(注) 自立高齢者割合=100-要介護認定率

(図表 2-1-10) 静岡県内の市町別高齢化率 (各年 4 月 1 日現在) (%)

順位	高い方から				低い方から			
	市町名	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	市町名	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
1	川根本町	39.5	40.7	40.9	裾野市	17.3	18.0	18.5
2	西伊豆町	37.9	38.8	39.4	袋井市	17.7	18.1	18.6
3	熱海市	35.2	36.3	37.4	長泉町	17.6	18.2	18.6
4	松崎町	34.8	35.4	36.1	御殿場市	17.8	18.2	18.7
5	南伊豆町	35.2	35.7	36.0	吉田町	18.7	19.1	19.4

(資料) 健康福祉部長寿政策課

順位は平成 22 年の数値による

② 健康福祉

(図表 2-1-11) 静岡県内公的病院等の医師不足数(常勤医師)(平成 22 年 4 月 1 日現在)(人)

内科系	274	外科系	309	その他	34
内科	66	産婦人科	40	救急科	14
小児科	38	整形外科	38	その他	20
消化器科	34	麻酔科	38		
呼吸器科	29	外科	32		
循環器科	25	脳神経外科	26		
精神科	17	放射線科	23		
総合診療科	15	眼科	22		
その他	50	その他	90		

(資料) 静岡県健康福祉部地域医療課「医師数等調査」

(図表 2-1-12) 全国のドクターヘリ配備状況(平成 22 年 8 月現在)

都道府県	配置病院等	出動件数	都道府県	配置病院等	出動件数
北海道	手稲溪仁会病院	410	長野県	佐久総合病院	357
〃	釧路市立総合病院 ※1	140	静岡県	聖隷三方原病院	411
〃	旭川赤十字病院 ※1	80	静岡県	順天堂大学静岡病院	543
青森県	八戸市立市民病院	234	愛知県	愛知医科大学病院	508
福島県	福島県立医科大学病院	371	大阪府	大阪大学病院	98
栃木県	独協医大病院 ※1	45	和歌山県	和歌山県立医科大学病院	387
群馬県	前橋赤十字病院	323	兵庫県	公立豊岡病院組立豊岡院 ※2	—
茨城県	水戸赤十字総合病院・水戸医療センター ※2	—	岡山県	川崎医科大学病院	402
埼玉県	埼玉医科大学総合医療センター	274	福岡県	久留米大学病院	378
千葉県	日本医大千葉北総合病院	748	長崎県	長崎医療センター	563
〃	君津中央病院	325	沖縄県	浦添総合病院	288
神奈川県	東海大学病院	340			

(資料) 厚生労働省

(注)・出動件数は 21 年度

・※1 は 21 年度配備のため出動件数の実績は少ない。

・※2 は 22 年度配備のため、21 年度の出動件数の実績なし。

(図表 2-1-13) 障害者程度別の状況(静岡県)

(人)

		平成 7 年度	平成 13 年度	平成 17 年度	平成 19 年度	平成 21 年度
身体障害者	軽度(5・6 級)	18,586	16,883	15,833	15,563	15,063
	中度(3・4 級)	34,811	39,870	43,831	45,301	46,972
	重度(1・2 級)	41,722	51,589	58,920	60,547	61,286
	計	95,119	108,342	118,584	121,411	123,321
知的障害者	中軽度(B)	6,975	9,207	11,301	12,624	14,150
	重度(A)	6,073	7,225	8,723	9,318	9,823
	計	13,048	16,432	20,024	21,942	23,973

(資料) 静岡県健康福祉部障害者政策課

③ 人づくり

(図表 2-1-14) 全国学力・学習状況調査結果 (正答率) (%)

区 分		国 語		算 数	
		国語A (知識)	国語B (活用)	算数A (知識)	算数B (活用)
小学校	本県 (公立)	81.8~83.3	77.6~79.2	72.3~74.1	47.6~49.3
	全国 (公立)	83.2~83.5	77.7~78.0	74.0~74.4	49.1~49.5
中学校	本県 (公立)	76.0~77.2	66.8~68.5	66.2~68.2	45.3~47.6
	全国 (公立)	75.0~75.2	65.1~65.5	64.4~64.8	43.1~43.5

(資料) 文部科学省「平成 22 年度全国学力・学習状況調査」

※平成 22 年度から抽出調査となり、全員を対象とした調査を実施した場合に平均正答率が含まれる範囲を示している。

(図表 2-1-15) 静岡県のいじめの認知件数 (件)

	平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
小学校	152	135	149	753	1,044	2,455	2,019
中学校	535	680	637	1,215	1,364	2,075	1,936
高等学校	43	46	56	151	136	115	111
計	730	861	842	2,119	2,544	4,645	4,066

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(注) 平成 17 年度までは発生件数、平成 18 年度からは認知件数として調査している。

(図表 2-1-16) 静岡県の特別支援学校在籍者数の推移 (人)

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
在籍者数	3,344	3,447	3,520	3,618	3,785	3,930	4,030	4,190

(資料) 静岡県企画広報部生活統計課「平成 22 年度静岡県学校基本調査報告書」

(注) 各年 5 月 1 日現在の在籍者数

(図表 2-1-17) 静岡県内の公立小・中学校における外国人児童生徒数の推移 (人)

	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
総 数	2,962	3,118	3,541	4,002	4,432	4,309	4,003
(内ブラジル国籍)	1,794	1,906	2,215	2,619	2,892	2,771	2,443

(資料) 静岡県教育委員会「外国人児童生徒就学状況調査」

(図表 2-1-18) 静岡県内の大学・短期大学・高等専門学校 (平成 22 年 4 月現在)

大学名	設立	所在地	大学名	設立	所在地
静岡大学	国立	静岡・浜松市	静岡英和学院大学	私立	静岡市
浜松医科大学	国立	浜松市	法政大学大学院静岡サテライトキャンパス※	私立	静岡市
総合研究大学院大学 ※	国立	三島市	静岡福祉大学	私立	焼津市
静岡県立大学	公立	静岡市	静岡産業大学	私立	藤枝・磐田市
静岡文化芸術大学	公立	浜松市	東京女子医科大学 ※	私立	掛川市
日本大学 ※	私立	三島市	静岡理工科大学	私立	袋井市
順天堂大学 ※	私立	三島市	浜松大学	私立	浜松市
東海大学 ※	私立	沼津・静岡市	聖隷クリストファー大学	私立	浜松市
富士常葉大学	私立	富士市	浜松学院大学	私立	浜松市
常葉学園大学	私立	静岡市	光産業創成大学院大学	私立	浜松市

短期大学名	設立	所在地	高等専門学校名	設立	所在地
静岡県立大学短期大学部	公立	静岡市	沼津工業高等専門学校	国立	沼津市
日本大学短期大学部 ※	私立	三島市			
東海大学短期大学部 ※	私立	静岡市			
静岡英和学院大学短期大学部	私立	静岡市			
常葉学園短期大学	私立	静岡市			
浜松学院大学短期大学部	私立	浜松市			

(資料) 静岡県文化・観光部大学課
 (注) ※は本部を県外に置く大学・短期大学

(図表 2-1-19) 外国人留学生数の推移 (人)

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
全 国	95,550	109,508	117,302	121,812	117,927	118,498	123,829	132,720
静 岡 県	995	1,289	1,482	1,589	1,549	1,473	1,489	1,601

(資料) 全 国：独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」
 静岡県：静岡県留学生等交流推進協議会「静岡県内の留学生受入状況調査」
 (注) 各年 5 月 1 日現在。

④ 文化・スポーツ

(図表 2-1-20) 芸術文化活動と文化水準に関する意識 (%)

	平成 12 年	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年
文化活動が大切だと考える人の割合	89.7	82.6	93.7	92.3
1 年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合	74.7	69.9	63.2	61.8
1 年間に芸術や文化活動を行った人の割合	32.5	24.9	20.4	19.6

(資料) 静岡県文化・観光部文化政策課「文化に関する意識調査」

(図表 2-1-21) 文化財や民俗芸能等に関心のある人の割合 (%)

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
文化財に関心のある人の割合	64.9	58.5	57.1	69.2	62.9	70.0
伝統的な民俗芸能等に関心のある人の割合	55.5	49.7	50.2	51.9	45.6	49.9

(資料) 静岡県教育委員会教育政策課「県の教育施策に関する意識アンケート」

(図表 2-1-22) 静岡県内の指定文化財の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

種 類	件数	対 象	主なもの(例)	
有形文化財	建造物	267	久能山東照宮、古谿荘	
	美術工芸品	1,346	絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料等	
無形文化財	7	演劇・音楽・工芸技術等	手揉製茶技術(静岡市)	
民俗文化財	有 形	64	衣服・器具・家具等	山木遺跡の生産生活用具(伊豆の国市)
	無 形	145	風俗習慣・民俗芸能・民俗技術	藤守の田遊び(大井川町)
記念物	史 跡	357	貝塚・古墳・都城跡・旧宅等	登呂遺跡、新居関跡
	名 勝	32	庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳等	富士山
	天然記念	421	動物・植物・地質鉱物	狩宿の下馬ザクラ(富士宮市)
合 計	2,639			

(資料) 静岡県教育委員会文化財保護課
 (注) 件数は国・県・市町指定の合計

(図表 2-1-23) 生活時間に占めるスポーツ活動の割合

(単位：時間、分)

行動の種類	静岡県			全国平均			全国順位(多い順)		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
1次活動 ※1	10.36	10.35	10.36	10.37	10.31	10.42	27	21	40
2次活動 ※2	7.02	6.45	7.19	7.00	6.58	7.03	19	31	4
3次活動	6.22	6.39	6.05	6.23	6.31	6.15	20	14	36
移動(通勤・通学を除く)	0.30	0.29	0.31	0.30	0.29	0.32	12	11	16
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	2.22	2.28	2.16	2.24	2.28	2.21	30	28	33
休養・くつろぎ	1.24	1.27	1.21	1.25	1.23	1.26	31	14	43
学習・研究(学業以外)	0.10	0.10	0.10	0.12	0.13	0.12	30	31	27
趣味・娯楽	0.42	0.48	0.36	0.45	0.51	0.38	26	29	22
スポーツ	0.17	0.21	0.12	0.15	0.19	0.11	6	10	8
ボランティア活動・社会参加活動	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	4	7	3
交際・付き合い	0.24	0.24	0.24	0.22	0.20	0.24	3	3	12

(注) ※1(睡眠、身の回りの用事、食事)

※2(通学・通勤、仕事、学業、家事、介護・看護、育児、買い物)

(資料) 総務省統計局「平成18年社会生活基本調査」

⑤ 交流・共生

(図表 2-1-24) 静岡県の観光交流客数の推移

(万人)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
観光交流客数	13,288	13,525	13,330	13,593	13,671	13,824	14,075
宿泊客数	1,964	1,928	1,894	1,922	1,933	1,872	1,723

(資料) 静岡県文化・観光部観光政策課「静岡県観光交流の動向」

(図表 2-1-25) 固定的な性別役割分担意識にとられない人の割合(%)

	平成12年	平成14年	平成16年	平成19年	平成21年
静岡県	41.6	39.7	37.9	53.4	58.5
全国	48.3	47.0	48.9	52.1	55.1

(資料) 静岡県「県政世論調査」「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」

内閣府「男女共同参画に関する世論調査」

(注) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「反対」又は「どちらかといえば反対」と答えた人の割合

(図表 2-1-26) 静岡県民のユニバーサルデザイン認識度の推移

(%)

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	20年度	21年度
認識割合	31.1	46.2	61.1	65.9	69.9	67.0	70.4	70.4	70.2	64.7

(資料) 静岡県くらし・環境部県民生活課

(図表 2-1-27) NPO法人数の推移(全国・静岡県)

(法人)

年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
静岡県	368	466	572	673	779	871	925
全国	16,160	21,280	26,395	31,116	34,371	37,198	39,734

(資料) 静岡県くらし・環境部県民生活課

⑥ 安全

(図表 2-1-28) 静岡県内の刑法犯検挙状況等の推移 (人、%)

	平成元年	5年	10年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
認知件数	27,971	49,919	54,478	62,275	60,440	55,513	50,221	45,472	42,946	41,069
検挙人員	7,183	6,844	7,093	10,267	10,068	9,384	9,039	8,511	8,130	8,144
検挙件数	15,524	14,866	18,102	15,912	15,897	17,097	15,084	13,919	14,228	14,453
検挙率 (全国平均検挙率)	55.5 (46.2)	29.8 (40.2)	33.2 (38.0)	25.6 (23.2)	26.3 (26.1)	30.8 (28.6)	30.0 (31.2)	30.6 (31.7)	33.1 (31.5)	35.2 (32.0)
刑法犯少年数	—	—	—	4,253	3,812	3,377	3,159	2,650	2,126	1,942
特別法犯少年数	—	—	—	275	214	146	95	118	112	132

(資料) 静岡県警察本部

(図表 2-1-29) 静岡県内の交通事故発生件数等の推移 (件、人)

	平成元年	5年	10年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
人身事故件数	30,128	34,909	32,378	41,242	41,649	40,967	39,491	38,682	36,748	35,878
負傷者数	36,344	41,182	41,230	53,234	53,505	52,754	50,999	49,770	47,161	46,329
死者数	385	343	287	297	277	251	242	188	210	179
うち高齢者 人身事故件数	—	—	—	4,188	4,561	4,645	4,668	4,910	5,089	5,257
負傷者数	—	—	—	5,352	5,941	5,953	6,023	6,228	6,541	6,732
死者数	—	—	—	35	39	31	48	33	32	38

(資料) 静岡県警察本部

(図表 2-1-30) 食の安全に関する静岡県民の意識調査と健康被害件数 (%、人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
食の安全に対する県民の信頼度	—	—	43.8	51.1	40.5	41.8	54.7
食品を原因とする健康被害の発生者数 10万人あたり	19.4	27.9	26.1	23.6	52.7	15.0	20.0

(資料) 静岡県健康福祉部衛生課、企画広報部総合計画課

(2) モノの力

① 県内経済

(図表 2-2-1) 静岡県の経済規模

区分	全国	静岡県	シェア等	備考
国内(県内)総生産	494.2兆円	16.5兆円	3.3%	20年度名目
成長率(名目)	-3.7%	-7.0%	-	21年度(対前年度、速報)
成長率(実質:連鎖)	-2.0%	-4.9%	-	21年度(対前年度、速報)
1人当たり県民(国民)所得	293.4万円	338.4万円	全国3位	19年度
製造品出荷額等	262.9兆円	15.0兆円	5.7%	21年工業統計調査(速報)
人口	127,510千人	3,788千人	3.0%	21.10.1現在推計人口

(資料) 静岡県企画広報部統計利用課「平成20年度県民経済計算」「平成21年度県民経済計算(速報)」
内閣府「国民経済計算」

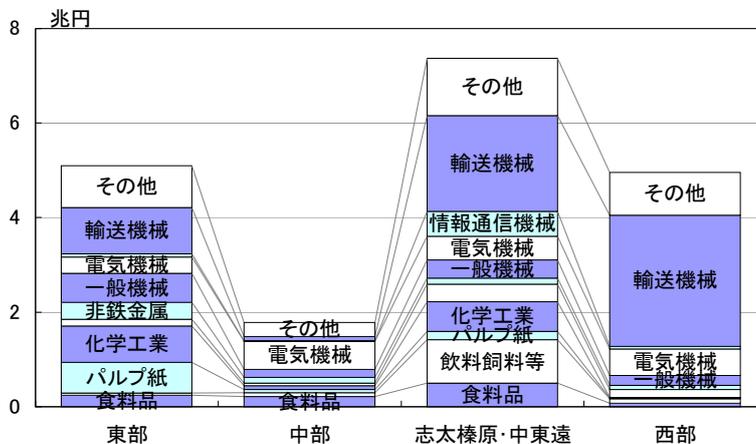
(注) 静岡県の平成21年度名目県内総生産(速報)は15.1兆円。

(図表 2-2-2) 全国と静岡県の企業立地の推移

年	件数			面積(ha)		
	全国	静岡県	順位	全国	静岡県	順位
平成16年	1,302	81	1	1,579	97	2
17年	1,544	85	3	2,298	119	4
18年	1,782	102	3	2,365	118	5
19年	1,791	124	1	2,741	140	4
20年	1,630	144	1	2,180	186	1
21年	873	44	5	1,346	71	5

(資料) 経済産業省「工業立地動向調査」

(図表 2-2-3) 静岡県の地域別産業分類別製造品出荷額等(平成20年)



(資料) 静岡県「平成20年工業統計調査」

(注) 市町別の数値に含まれる秘匿数値については、「その他」に計上した。

(図表 2-2-4) 全国と静岡県の農作物の生産品目数(平成19年度)

	生産品目数				主産県
	全国 A	静岡県 B	B/A	全国順位	
野菜	92	79	85.9	2位	(1)埼玉 (2)福島, 長野 (5)愛知
果樹	130	58	44.6	3位	(1)愛媛 (2)鹿児島 (4)広島 (5)和歌山
花	23	17	73.9	12位	(1)北海道 (2)福島 (3)茨城 (4)福岡
作物	18	13	72.2	12位	(1)三重 (2)京都 (3)岡山 (4)広島
計	263	167	63.5	1位	(2)鹿児島 (3)愛媛 (4)福岡 (5)広島

(資料) 静岡県経済産業部調査

(図表 2-2-5) 都道府県別食料自給率 (%)

種別 順位	カロリーベース		生産額ベース	
	都道府県	自給率	都道府県	自給率
1位	北海道	211	宮崎県	242
2位	秋田県	176	鹿児島県	216
3位	山形県	133	青森県	207
4位	青森県	121	北海道	185
5位	佐賀県	107	岩手県	163
34位			静岡県	52
39位	静岡県	17		
全国平均	—	41	—	65

(資料) 農林水産省 (平成 20 年度概算値)

(図表 2-2-6) 全国と静岡県の 1 人当たり県民所得の推移 (千円)

	平成8年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
国	3,220	3,200	3,118	3,072	3,118	3,000	2,960	2,947	2,952	3,001	3,037	3,059
静岡県	3,333	3,316	3,259	3,210	3,391	3,209	3,254	3,216	3,236	3,332	3,389	3,384
全国=100	103.5	103.6	104.5	104.5	108.8	107.0	109.9	109.1	109.6	111.0	111.6	110.6
全国順位	8	8	5	5	3	4	3	3	3	3	3	3

(資料) 内閣府「平成 19 年度県民経済計算」

② 生産活動

(図表 2-2-7) 就業者 1 人当たり経済活動別総生産額の推移 (静岡県) (千円)

	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
農業	1,627	1,583	1,491	1,493	1,551	1,539	1,479	1,455	1,372	1,368
製造業	9,568	10,422	9,571	10,592	10,343	10,917	11,620	12,037	12,325	11,587
建設業	5,107	5,968	5,385	5,067	5,365	4,725	5,266	5,667	6,076	5,407
卸売・小売業	4,885	5,011	4,725	4,619	4,576	4,287	4,259	4,116	3,512	3,640
運輸・通信業	9,430	9,393	8,998	8,826	8,852	8,630	8,239	8,193	7,894	7,834
サービス業	4,684	4,815	4,786	4,796	4,867	4,873	5,024	5,166	5,305	5,261
産業	7,587	7,972	7,643	7,874	7,854	7,899	8,188	8,329	8,273	7,924

(資料) 静岡県「平成 20 年度静岡県の県民経済計算」

(図表 2-2-8) 全国の新連携事業計画の承認状況 (平成 22 年 6 月 15 日現在) (件)

順位	都道府県	認定件数
1	愛知県	77
2	東京都	65
3	大阪府	57
4	北海道	54
5	兵庫県	36
6	静岡県	31

(資料) 経済産業省

(図表 2-2-9) 農業就業人口等の推移

(人、戸)

	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
農業就業人口	189,206	165,843	149,616	124,552	115,476	99,808	91,645
販売農家数	140,127	132,037	124,007	73,248	65,152	56,455	45,954

(資料) 総務省「国勢調査」、農林水産省「農林業センサス」

(図表 2-2-10) 新規就農者・基幹的農業従事者数の推移

(人、%)

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
新規就農者数	191	205	189	217	180	189	193
基幹的農業従事者	78,990	74,400	73,710	77,893	-	-	-
60 歳以上の割合	70.0	71.0	71.9	71.2	-	-	-

(資料) 農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」
静岡県経済産業部調査

(図表 2-2-11) 耕作放棄地面積の推移 (静岡県・全国)

(ha、%)

区分		経営耕地面積 A	耕作放棄地 B			耕作放棄地率 B/(A+B)
			農家	非農家	計	
静岡県	昭和 60 年	73,250	3,108	—	3,108	—
	平成 7 年	62,032	5,074	3,389	8,463	12.0
	平成 12 年	57,405	5,692	5,388	11,080	16.2
	平成 17 年	52,288	6,161	5,721	11,882	18.5
全国	平成 12 年	3,884,041	210,018	132,770	342,788	8.1
	平成 17 年	3,608,428	223,372	162,419	385,791	9.7

(資料) 農林水産省「農林業センサス」

(図表 2-2-12) 静岡県の部門別農業産出額の推移

(億円)

	農業産出額	全国 順位	内 訳						
			茶	米	果実	野菜	花き	畜産	その他
昭和 55 年	3,230	—	746	318	243	771	125	885	142
昭和 60 年	3,424	—	778	372	276	895	149	825	129
平成 2 年	3,260	13 位	746	285	294	960	251	625	99
平成 7 年	3,070	12 位	744	320	319	868	243	509	67
平成 12 年	2,800	10 位	735	248	310	729	231	431	116
平成 17 年	2,516	12 位	652	225	276	633	197	429	104
平成 18 年	2,443	12 位	576	211	334	652	199	419	52
平成 19 年	2,308	13 位	581	205	243	647	198	382	52
平成 20 年	2,281	13 位	528	207	285	637	183	339	52

(資料) 静岡農政事務所「生産農業所得統計」

(図表 2-2-13) 静岡県の林業産出額、木材生産量の推移

年度	林業産出額 (億円)		木材生産量 (千m ³)
	木材生産額	林野副産物等	
平成 2 年度	167	68	481
7 年度	158	40	462
12 年度	106	36	388
17 年度	63	70	312
18 年度	52	70	258
19 年度	53	67	257
20 年度	48	69	269
21 年度	—	—	265

(資料) 農林水産省「木材需給報告書」「生産林業所得統計報告書」

(図表 2-2-14) 静岡県の漁業生産量・生産額の推移

	生産額 (億円)			生産量 (千 t)		
	総生産額	総生産量	総生産量	総生産量	漁業	養殖業
平成 2 年度	894	704	190	321	305	16
7 年度	761	611	150	265	252	13
12 年度	649	561	88	253	242	11
17 年度	585	519	66	235	228	7
18 年度	620	559	61	225	218	7
19 年度	665	641	24	221	216	5
20 年度	—	—	—	201	194	7

(資料) 静岡農政事務所「静岡県水産業の動向」

③ 雇用環境・労働力

(図表 2-2-15) 有効求人倍率と完全失業率の推移 (年平均)

	年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	22 年 6 月
有効求人倍率	静岡県	1.04	1.14	1.25	1.21	1.05	0.43	0.49
	全国	0.83	0.95	1.06	1.04	0.88	0.47	0.52
完全失業率	静岡県	3.3	3.1	2.8	2.6	3.0	4.2	—
	全国	4.7	4.4	4.1	3.9	4.0	5.1	—

(資料) 厚生労働省「職業安定業務統計(一般職業紹介状況)」
総務省「労働力調査参考資料」

(図表 2-2-16) 雇用者に占める正規の職員・従業員の割合 (全国・静岡県) (千人、%)

		昭和 57 年	昭和 62 年	平成 4 年	平成 9 年	平成 14 年	平成 19 年
静岡県	雇用者総数	1,309	1,449	1,631	1,693	1,696	1,814
	正規職員・従業員数	1,026	1,104	1,188	1,207	1,076	1,094
	(割合)	78.4%	76.2%	72.8%	71.3%	63.4%	60.3%
全国	雇用者総数	42,454	46,153	52,575	54,997	54,733	57,274
	正規職員・従業員数	33,009	34,565	38,062	38,542	34,557	34,324
	(割合)	77.8%	74.9%	72.4%	70.1%	63.1%	59.9%

(資料) 総務省「就業構造基本調査」

(図表 2-2-17) 障害者雇用率の推移 (全国・静岡県) (%)

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	備考
静岡県	1.47	1.52	1.57	1.60	1.63	1.65	法定雇用率 1.80
全 国	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	
本県の順位	32 位	26 位	24 位	27 位	28 位	28 位	

(資料) 厚生労働省「毎年 6 月 1 日現在の障害者の雇用状況について」

(図表 2-2-18) 静岡県の男女別有業率と全国順位 (%)

	平成 14 年	平成 19 年	15～64 歳
男	74.4 (3 位)	74.4 (4 位)	85.6 (2 位)
女	52.4 (4 位)	53.3 (3 位)	67.1 (9 位)
男女計	63.2 (2 位)	63.6 (2 位)	76.5 (4 位)

(資料) 総務省「就業構造基本調査」

(3) 大地の力

① 土地利用

(図表 2-3-1) 静岡県の農地・森林・住宅地面積の推移 (千 ha)

年度	昭和 62 年度	平成 5 年度	平成 10 年度	平成 15 年度	平成 19 年度
農地	93,800	85,800	79,900	76,400	73,500
森林	502,262	500,524	500,013	502,040	498,502
住宅地	27,987	30,572	33,018	33,912	35,232

(資料) 静岡県交通基盤部農地計画課・森林計画課、経営管理部自治財政課

② 環境

(図表 2-3-2) 静岡県の温室効果ガス排出量 (千 t-CO₂)

区分	平成 2 年度 (基準年度)	平成 20 年度	
	排出量	排出量	基準年比
二酸化炭素 (CO ₂)	30,349	30,570	+0.7%
メタン (CH ₄)	419	264	-37.1%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	378	447	+18.3%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	2,917	234	-92.0%
パーフルオロカーボン類 (PFC)	0	17	—
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	338	26	-92.2%
小 計	34,400	31,558	-8.3%
森林吸収量	—	-863	—
合 計	34,400	30,695	-10.8%

(資料) 静岡県くらし・環境部環境政策課

(図表 2-3-3) 全国のエコアクション 21 認証・登録事業者数 (件)

区分	1 位	2 位	3 位	全国都道府県 平均	全国
	静岡県	東京都	大阪府	—	
平成 21 年度末	606	540	302	97	4,560
(全国割合)	13%	12%	7%	—	100%

(資料) エコアクション 21 中央事務局「エコアクション 21 認証・登録制度の実施状況」

(図表 2-3-4) 環境省レッドリスト・静岡県版レッドデータブック掲載種

区分	国		静岡県				
	日本産の種・亜種	希少種	県産種数	掲載種	希少種	備 考	
動物	哺乳類	180	46	52	25	2	モモジロコウモリ等
	鳥類	約700	106	378	72	44	コアジサシ、クマタカ等
	爬虫類	98	31	17	7	1	アカウミガメ
	両生類	65	21	18	10	5	ダルマガエル等
	淡水魚類	約400	148	166	53	16	カワバタモロコ、メダカ等
	昆虫類	約30,000	242	6,463	155	43	ベッコウトンボ、ヒメヒカゲ等
	陸産・淡水産貝類	約1,100	399	193	63	31	カタヤマガイ、マツカサガイ等
	その他無脊椎動物	約4,200	57	—	—	—	
計	約36,700	1,050	7,287	385	142		
植物	約32,300	2,237	4,064	663	401	アツモリソウ、サクラソウ、キエビネ等	
合計	約68,400	3,287	11,351	1,048	543		

(注) 「希少種」は、国は『絶滅・絶滅危惧種』の種数、県は『絶滅危惧種 (絶滅危惧Ⅱ類以上)』の種数とした。

(図表 2-3-5) 農作物に対する鳥獣被害額 (静岡県) (万円)

	平成12年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
イノシシ	5,646	10,164	7,815	15,214	25,263	22,995	26,564
シカ	939	2,175	1,177	2,158	2,381	3,940	9,130
サル	551	3,600	4,964	5,843	10,687	5,882	10,330
その他	5,327	5,209	2,081	6,116	6,815	7,358	7,651
計	12,463	21,148	16,037	29,341	45,146	40,175	53,675

(資料) 静岡県経済産業部農山村共生課

(図表 2-3-6) 富士山登山者数の推移 (登山口別) (人)

年度	富士宮口	御殿場口	須走口	吉田口	静岡県側計	登山者合計
平成10年度	80,420	2,203	20,600	152,955	103,223	256,178
平成12年度	70,230	4,601	24,100	166,903	98,931	265,834
平成14年度	81,520	5,270	33,466	172,157	120,256	292,413
平成16年度	75,190	4,535	35,272	147,061	114,997	262,058
平成17年度	65,000	3,450	33,000	141,472	101,450	242,922
平成18年度	64,934	3,608	30,536	167,368	99,078	266,446
平成19年度	118,377	3,613	34,695	194,007	156,685	350,692
平成20年度	136,574	4,078	46,192	247,066	186,844	433,910
平成21年度	74,745	6,870	45,782	241,436	127,397	368,833
平成22年度	84,779	8,754	48,196	259,658	141,729	401,387

(資料) 静岡県文化・観光部観光政策課

(図表 2-3-7) 地域の景観を誇りに思う静岡県民の割合の推移 (%)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う県民の割合	70.6	69.8	69.0	72.3	68.4

(資料) 静岡県企画広報部総合計画課

(図表 2-3-8) 水質汚濁に係る環境基準の達成状況 (静岡県) (%)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
河川	87.5	93.7	96.9	95.3	95.3	96.8	98.4	98.4
湖沼	0	0	50.0	0	0	50.0	50.0	50.0
海域	98.1	100.0	100.0	100.0	96.2	98.1	96.2	94.4
全体	91.5	95.7	97.5	95.8	94.1	96.6	96.6	95.8

(資料) 静岡県くらし・環境部生活環境課

(図表 2-3-9) ごみ排出量及び再利用等の推移 (静岡県)

(一般廃棄物) (g/人・日、千t/年)

年度	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
1人1日当たり ごみ排出量	1,121	1,127	1,126	1,119	1,117	1,107	1,089	1,049
排出量	1,543	1,557	1,561	1,550	1,545	1,531	1,507	1,447
再生利用量	308	320	326	329	336	337	325	303
最終処分量	202	195	185	176	166	152	149	131

(産業廃棄物)

(千t/年)

	平成元年度	5年度	8年度	11年度	15年度	20年度
排出量	11,808	10,302	10,224	11,053	11,624	11,993
再生利用量	3,530	3,368	3,822	4,260	4,389	4,412
最終処分量	2,303	1,660	1,389	1,161	998	981

(資料) 静岡県くらし・環境部廃棄物リサイクル課

※H20年度数値は、H15年度以前と集計方法が異なる

③ 交流基盤

(図表 2-3-10) 静岡県の鉄道駅乗車人員の推移 (千人)

	昭和50年度	60年度	平成2年度	7年度	12年度	17年度	18年度	19年度
JR(国鉄)	125,832	112,151	122,153	126,603	114,143	109,428	109,635	110,241
民営鉄道	58,445	47,386	54,550	51,298	44,278	41,247	41,548	51,487
新幹線	15,843	12,435	19,540	21,041	20,744	21,846	22,372	22,952
計	200,120	171,972	196,243	198,942	179,165	172,521	173,555	184,680
(指数)※	100	86	98	99	90	86	87	92

(資料) (財)運輸政策研究機構「地域交通年報」

(注) ※指数は昭和50年を100とした指数

(図表 2-3-11) 静岡県内港湾における輸出・輸入コンテナ取扱個数 (TEU、%)

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
輸出個数	184,000 3.0	195,000 3.1	209,000 3.1	231,000 3.1	246,000 3.1	256,000 3.1	259,000 3.0	242,000 3.0	185,000 2.5
輸入個数	138,000 2.2	152,000 2.3	165,000 2.4	177,000 2.3	186,000 2.3	191,000 2.3	200,000 2.3	200,000 2.3	156,000 2.1

(資料) 静岡県交通基盤部港湾企画課調査

(注) 下段は全国に占める割合。

TEU:コンテナ船の積載能力を示す単位(Twenty-foot equivalent units)で、1TEUは20フィートコンテナ1個分(1フィート=約30.48cm)。

(図表 2-3-12) 港湾別外貿コンテナ取扱個数ランキング (2009年速報値) (千TEU)

順位	港湾名	合計	輸出	輸入
1	東京	3,383	1,552	1,830
2	横浜	2,555	1,379	1,176
3	名古屋	2,052	1,035	1,017
4	大阪	1,843	837	1,006
5	神戸	1,773	946	827
6	博多	629	307	322
7	北九州	358	188	170
8	清水	325	172	153

(資料) 国土交通省「港湾別外貿コンテナ貨物量及びコンテナ個数ランキング」

(図表 2-3-13) インターネット利用者数・ブロードバンド世帯普及率の推移 (静岡県)

年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
利用者数(千人)	2,300	2,360	2,530	2,600	2,620	2,700	2,790
世帯普及率(%)	35.6	43.6	50.8	55.9	59.7	62.3	64.6

(資料) 利用者数:総務省「通信利用動向調査」に基づく推計(静岡県企画広報部情報政策課)

世帯普及率:総務省報道資料「ブロードバンドサービス別世帯普及率及び契約数」

(図表 2-3-14) ブロードバンド普及率(都道府県別、22年3月末) (%)

順位	ブロードバンド全体		光ファイバ	
	1	東京都	76.1	滋賀県
2	神奈川県	71.1	東京都	46.9
3	大阪府	68.2	京都府	43.2
4	滋賀県	67.8	大阪府	40.8
5	愛知県	67.3	神奈川県	40.1
9	静岡県	64.6
10	静岡県	34.8

(資料) 総務省報道資料「ブロードバンドサービスに係る都道府県別の契約数及び世帯普及率」

(図表 2-3-15) インターネットを必要と考えている人の割合 (静岡県) (%)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
インターネットが生活に欠かせないと感じている人の割合	61.1	66.7	68.9	68.7	71.9

(資料) 静岡県企画広報部総合計画課「総合計画数値目標アンケート」

④ 都市基盤

(図表 2-3-16) 静岡県民の都市的機能の充足感 (%)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
日ごろ生活している範囲において、都市的な機能が充足していると感じている人の割合	52.9	50.2	49.8	51.5	52.8

(資料) 静岡県企画広報部総合計画課「総合計画数値目標アンケート」

(図表 2-3-17) 全国の持ち家率 (都道府県別) (平成 20 年) (%、㎡)

順位	都道府県名	持ち家率	参考 (1 世帯当たり延べ面積)
1	秋田県	78.4	139.8
2	富山県	77.5	151.4
3	福井県	77.4	148.0
4	山形県	75.5	138.1
33	静岡県	64.8	102.4
	全 国	61.1	94.1

(資料) 総務省「住宅・土地統計調査」(平成 20 年)

(図表 2-3-18) 静岡県の住居の種類別世帯数・1 世帯当たり平均延べ面積 (平成 20 年)

区分	一般世帯数	持ち家	公営借家	民間借家	給与住宅	その他
世帯数	1,359,400	881,400	43,700	364,400	44,300	25,600
(割合)	100.0%	64.8%	3.2%	26.8%	3.3%	1.9%
延面積㎡	102.4	130.7	53.2	46.5	49.6	—

(資料) 総務省「住宅・土地統計調査」(平成 20 年)

(図表 2-3-19) 防災拠点施設となる公共施設等の耐震化率 (都道府県別) (平成 20 年度末)

順位	都道府県名	耐震化率
1	神奈川県	87.5%
2	愛知県	85.1%
3	三重県	83.9%
4	宮城県	82.7%
5	静岡県	82.0%

(資料) 消防庁「防災拠点となる公共施設等の耐震化進捗状況調査」

(図表 2-3-20) 静岡県の学校の耐震対策化率の推移 (%)

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
市町立小中学校	74.9	77.5	80.5	84.0	86.4	90.1	94.2
私立小中高校	66.3	69.0	72.2	77.4	79.9	81.3	82.4
県立高校	63.5	67.7	73.2	75.1	83.7	86.0	94.2
県立特別支援学校	93.8	94.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料) 静岡県教育委員会

(図表 2-3-21) 静岡県の消防団員数の推移

(人、歳)

年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
団員数	22,808	22,487	21,992	21,657	21,517	21,239	21,185
平均年齢	32.9	33.1	33.2	33.4	33.6	33.9	33.6

(資料) 静岡県危機管理部

⑤ 基礎自治体

(図表 2-3-22) 静岡県内市町の合併の状況

合併年月日	新市町名	旧市町村
平成15年 4月 1日	静岡市	静岡市、清水市
平成16年 4月 1日	伊豆市	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町
	御前崎市	御前崎町、浜岡町
平成17年 1月 17日	菊川市	小笠町、菊川町
平成17年 4月 1日	沼津市	沼津市、戸田村
	磐田市	磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村
	掛川市	掛川市、大須賀町、大東町
	袋井市	袋井市、浅羽町
	伊豆の国市	伊豆長岡町、菰山町、大仁町
	西伊豆町	西伊豆町、賀茂村
平成17年 5月 5日	島田市	島田市、金谷町
平成17年 7月 1日	浜松市	浜松市、浜北市、天竜市、雄踏町、舞阪町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町、龍山村
平成17年 9月 20日	川根本町	中川根町、本川根町
平成17年 10月 11日	牧之原市	相良町、榛原町
平成18年 3月 31日	静岡市	静岡市、蒲原町
平成20年 4月 1日	島田市	島田市、川根町
平成20年 11月 1日	静岡市	静岡市、由比町
	富士市	富士市、富士川町
	焼津市	焼津市、大井川町
平成21年 1月 1日	藤枝市	藤枝市、岡部町
平成22年 3月 23日	湖西市	湖西市、新居町
	富士宮市	富士宮市、芝川町

(図表 2-3-23) 県から市町村への権限移譲の状況 (都道府県比較)

順位	都道府県名	移譲法律数
1	静岡県	122
2	広島県	106
3	新潟県	102
4	岩手県	94
5	埼玉県	87

(資料) (社) 地方行財政調査会「市町村への事務移譲の実施状況調べ (平成22年4月1日現在)」

計画策定の経過

(総合計画審議会による審議経過と県民意見の反映)

<平成20年度>

策定準備として、「静岡県を取り巻く社会経済環境（現状と課題）」について総合計画審議会で審議し、取りまとめ。

<平成21年度>

平成21年 11月18日	第1回総合計画審議会	新たな総合計画策定に当たっての方針 計画の基本的考え方について
12月24日	第2回総合計画審議会	基本構想骨子案について
平成22年 2月18日	第3回総合計画審議会	基本構想案について

<平成22年度>

平成22年 5月	県民アイデアの募集	
7月28日	第1回総合計画審議会	基本計画素案について
8月30日	第2回総合計画審議会	総合計画案について
9月15日	県議会（全員協議会）	で総合計画案を説明
9月17日 ～	パブリックコメント	（計画案に対する県民意見の募集）
10月18日		
12月2日	県議会（常任委員会）	で集中審査
12月21日	県議会からの提言	
平成23年 2月23日	計画の公表	

静岡県総合計画審議会委員名簿

(50音順、敬称略、◎会長)

氏名	役職
井原 優子	財団法人静岡県国際交流協会理事、“あい”懇話会会長
大坪 檀	静岡産業大学学長、静岡県立大学名誉教授
梶 明夫	西日本電信電話株式会社静岡支店長
川添 敬	日本銀行静岡支店長
小林 昭子	静岡県消費者団体連盟会長
佐竹 哲郎	静岡県環境保全協会副会長
佐藤 修造	株式会社中日新聞社取締役東海本社代表
佐藤 登美	社団法人静岡県看護協会会長
里村 幹夫	静岡大学理学部地球科学科教授
清水 文子	前常葉学園中学・高等学校校長
鈴木 勝彦	社団法人静岡県医師会会長
鈴木 壽美子	静岡県コミュニティづくり推進協議会会長、元静岡県教育委員会委員長
田村 孝子	静岡県コンベンションアーツセンター館長、財団法人静岡県文化財団副理事長
中辻 孝子	元東海大学海洋学部教授
夏目 善宇	静岡県農業協同組合中央会副会長
原田 誠治	株式会社静岡新聞社顧問
広瀬 純一	日本放送協会静岡放送局長
◎松浦 康男	社団法人静岡県経営者協会会長、前社団法人静岡県商工会議所連合会会長
見野 孝子	株式会社「LCウエルネス」代表取締役社長
村松 尋代	浜松商工会議所女性会顧問、株式会社村松商店専務取締役
安田 昌代	伊豆の国観光協会会長、有限会社ホテル安田代表取締役社長
山下 悦子	静岡県商工会女性部連合会会長、静岡県商工会連合会理事
吉岡 秀規	日本労働組合総連合会静岡県連合会会長

- 前委員 - (役職名は委員就任時のもの)

- 荻野 誠 株式会社中日新聞社取締役東海本社代表 (平成21年6月まで)
- 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授 (平成22年3月まで)
- 玉村 知史 西日本電信電話株式会社静岡支店長 (平成22年6月まで)
- 松林 隆一 静岡県環境保全協会会長 (平成22年3月まで)
- 武藤 清 日本銀行静岡支店長 (平成21年7月まで)

(平成21、22年度の策定過程で審議いただいた委員)

富国有徳の理想郷—しずおか



Shizuoka Prefecture

静岡県企画広報部総合計画課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2184

県ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/>